

2 生活保護の現状及び動向

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 生活保護に関する主要指標とその動き</p> <p>【保護費、被保護世帯数等】</p> <p>ア 保護費</p> <p>保護費は、平成 24 年度で約 3.6 兆円と 14 年度（約 2.2 兆円）の 1.6 倍以上に増加している。これを扶助費別にみると、保護費全体の約半分が医療扶助費となっており、生活扶助費と住宅扶助費を合わせたこれら 3 扶助費で約 97%を占めている。</p> <p>これら 3 扶助費の保護費全体に占める割合を平成 14 年度と 24 年度とで比較すると、医療扶助費が低下（14 年度 52.4%→24 年度 46.5%）し、住宅扶助費は増加（14 年度 11.4%→24 年度 15.7%）しており、生活扶助費は横ばい（14 年度 34.3%→24 年度 34.6%）となっている。</p> <p>保護費が増加している要因の一つである被保護人員数については、平成 23 年度に約 202.5 万人と 14 年度（約 119.0 万人）の約 1.7 倍になっている。これを扶助別にみると、平成 23 年度では、生活扶助費の受給者が最大で 187 万人、次いで住宅扶助費の受給者が 174 万人となっている。</p> <p>また、被保護人員 1 人当たりの保護費をみると、平成 23 年度では、医療扶助費が最大で約 99 万円、次いで生活扶助費が約 65 万円となっている。これを平成 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、医療扶助費と生活扶助費は減少（医療扶助費：14 年度約 116 万円→23 年度約 99 万円、生活扶助費：14 年度約 69 万円→23 年度約 65 万円）し、住宅扶助費は上昇（14 年度約 26 万円→23 年度約 31 万円）している。</p> <p>イ 被保護世帯数</p> <p>保護費の増加要因の一つである被保護世帯数の増加構造についてみると、次のような状況がみられた。</p> <p>(ア) 全体傾向</p> <p>被保護世帯数（1 か月平均。以下、本項目(ア)について同じ。）は、平成 23 年度 149.2 万世帯で 14 年度（約 87.0 万世帯）の約 1.7 倍に増加しており、世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が最大で約 63.6 万世帯、次いで「障害者・傷病者世帯」が約 48.9 万世帯となっている。また、平成 14 年度から 23 年度までの間の被保護世帯数の推移を世帯類型別にみると、「その他の世帯」は、被保護世帯数が、14 年度の 7.2 万世帯から 23 年度の 25.4 万世帯と 3.5 倍以上に増加しており、特に、20 年のリーマン・ショック以降は、保</p>	<p>表 2 - (1) - ア - ①、②</p> <p>表 2 - (1) - ア - ③、④</p> <p>表 2 - (1) - ア - ⑤</p> <p>表 2 - (1) - イ - ①～⑧</p>

<p>護の開始世帯数が廃止世帯数を大きく上回り、21年度には、保護の開始世帯数(9,082世帯)が廃止世帯数(2,568世帯)の約3.5倍にまで拡大している。平成23年度時点においては、その差は縮小しているが、リーマン・ショック以前の水準のいまだ2倍程度ある。</p> <p>また、「高齢者世帯」については、約1.6倍に増加している。</p>	
<p>(イ) 単身世帯数</p> <p>被保護世帯における単身世帯数は、平成23年度で約113.0万世帯と全被保護世帯の75.7%を占めており、これを世帯類型別(母子世帯を除く。)でみると、「高齢者世帯」が約57.0万世帯(89.6%)と最も多くなっている。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑨、⑩</p>
<p>また、被保護世帯に占める単身世帯数の割合の推移を平成14年度から23年度までの間でみると、「その他の世帯」の増加率が最も高く、23年度で66.8%と20ポイント近く増加している。</p>	
<p>(ウ) 就労世帯数</p>	
<p>被保護世帯のうち就労者がいる世帯数の割合は、平成23年度では、全体で13.5%となっており、世帯類型別にみると、「母子世帯」や「その他の世帯」が、それぞれ約43.1%、約29.7%と高い。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑪</p>
<p>これを平成14年度から23年度までの間の推移でみると、「その他の世帯」は、23年度までに約16.0ポイント減少し、特に20年のリーマン・ショック以降の減少が顕著なものとなっている。</p>	
<p>また、「その他の世帯」(単身世帯)における就労者のいない世帯数の割合は、平成23年度で約76.4%と、14年度から20ポイント以上増加している。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑫、⑬</p>
<p>(エ) 受給期間別世帯数</p>	
<p>保護の受給期間別の被保護世帯数について平成23年度時点での受給期間でみると、5年以上の世帯が全体の約半数に及んでいる。これについて、平成14年度から23年度までの間の推移をみると、受給期間5年以上15年未満の長期受給世帯が2倍以上に増加している。</p>	<p>表2-(1)-イ-⑭、⑮</p>
<p>また、平成23年度について、保護の受給期間別に、被保護世帯数の構成比と保護廃止世帯数の構成比を比較すると、受給期間が1年を超える階層では、被保護世帯数の構成比が保護廃止世帯数の構成比を上回り保護廃止に至る率が低下する傾向がみられる。</p>	
<p>(オ) 級地別世帯数</p>	
<p>保護費の支給水準は、市町村域単位で設定されている級地によって異なっており、市町村合併した場合における合併後の市町村の級地は、合併に加わった市町村のうち最も支給水準が高い級地に設定</p>	<p>表2-(1)-イ-⑯</p>

<p>される。</p> <p>このため、平成 12 年度の「生活保護級地区分表」（以下「区分表」という。）において級地ごとに記載されていた市町村域が、25 年度の区分表において、どの級地に区分されているのかを便宜整理してみると、12 年度の区分表にあった 801 市町村域が、25 年度の区分表では、より高い級地に繰り上がっている。</p>	
<p>これら級地ごとの管内人口・世帯数をみると、支給水準が最も高い「1 級地の 1」が最大となっており、これを平成 14 年度から 24 年度までの間の推移でみると、支給水準が最も低い「3 級地の 2」だけが減少している。</p>	表 2-(1)-イ-⑰、⑱
<p>また、級地別被保護世帯数をみると、平成 23 年度では、約 6 割の被保護世帯が 1 級地に所在している。</p>	表 2-(1)-イ-⑲
<p>保護費の支給水準が最も高い「1 級地の 1」における世帯類型別についてみると、平成 23 年度で、「高齢者世帯」が約 26.2 万世帯、全体の約 43.8%と最も多く、これを 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、特に「その他の世帯」の増加が顕著で、14 年度の約 2.3 万世帯から 23 年度は約 4.7 倍の約 10.9 万世帯に増加している。</p>	表 2-(1)-イ-⑳-i、ii
<p>ウ 外国人世帯</p>	
<p>外国人登録者のうち生活保護の対象は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者及び認定難民とされている。</p>	
<p>これらの在留資格を保有する外国人登録者数は、平成 24 年度で約 135.6 万人となっており、リーマン・ショックがあった 20 年度以降減少傾向にある。</p>	表 2-(1)-ウ-①
<p>他方、生活保護を受給する被保護外国人世帯数は、平成 23 年度で約 4.3 万世帯あり、14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、逆に増加傾向にあり、特にリーマン・ショックがあった 20 年度以降その傾向が顕著になっている。</p>	表 2-(1)-ウ-②
<p>また、平成 23 年度の被保護外国人の保護率について、外務省が「人種差別撤廃条約」の政府報告の中で算定しているように、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を全外国人登録者数で除して算出すると、その保護率は約 35.1%となるが、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を生活保護対象の在留資格を保有する外国人登録者数で除して算定すると、その保護率は約 53.4%と、日本人も含めた被保護者全体の保護率 16.2%の約 3.3 倍の水準となる。</p>	表 2-(1)-ウ-③
<p>生活保護を受給する外国人の状況を国籍別にみると、世帯類型で</p>	表 2-(1)-ウ-

<p>最も多いのは、「韓国・朝鮮」の国籍保有者では「高齢者世帯」、「中国」の国籍保有者では「傷病者世帯」、「フィリピン」の国籍保有者では「母子世帯」、「ブラジル」の国籍保有者では「その他の世帯」であるなど、国籍によって特色がある。</p>	<p>④～⑦</p>
<p>【不正受給件数】</p>	
<p>エ 不正受給事案の発生状況</p>	
<p>いわゆる「不正受給」とは、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせることであり、生活保護法第78条が適用されたものをいう。</p>	
<p>① 厚生労働省は、「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」（平成12年10月25日付け社援監第19号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）において都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）から提出を求めている資料（以下、この資料を「監査実施結果報告書」という。）に基づき、不正受給に関する情報を集計・分析している。</p>	<p>表2-(1)-エ-①</p>
<p>その主な内容をみると、平成23年度は、不正受給件数が3万5,568件と14年度(8,204件)の約4.3倍に増加し、不正受給金額は、173億1,299万円と14年度(53億6,065万円)の約3.2倍に増加しており、不正受給1件当たりの不正受給金額については、約49万円と14年度(約65万円)と比べ減少している。</p>	<p>表2-(1)-エ-②、③</p>
<p>また、発見の契機については、「照会・調査」が最も多く、不正の内容については、「稼働収入の無申告」が最も多いものとなっている。</p>	<p>表2-(1)-エ-④、⑤</p>
<p>② また、今回、当省で、監査実施結果報告書、「被保護者調査」（平成23年度以前は「福祉行政報告例」又は「被保護者全国一斉調査」）及び「厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料の提出について」（平成12年10月25日付け社援監第18号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）に基づく生活保護法施行事務監査資料を基に、調査対象とした102福祉事務所について、不正受給に関する分析を行った結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>（平成24年度不正受給事案の状況）</p>	
<p>i) 不正受給金額が30万円未満の不正受給事案が約6割を占めている。</p>	<p>表2-(1)-エ-⑥</p>
<p>ii) 不正の内容が「稼働収入の無申告」、「稼働収入の過小申告」及び「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」の事案における発見の契機は、課税調査により発見されたものが多く、「重複受給」については、関係機関からの通報・照会により発見された</p>	<p>表2-(1)-エ-⑦</p>

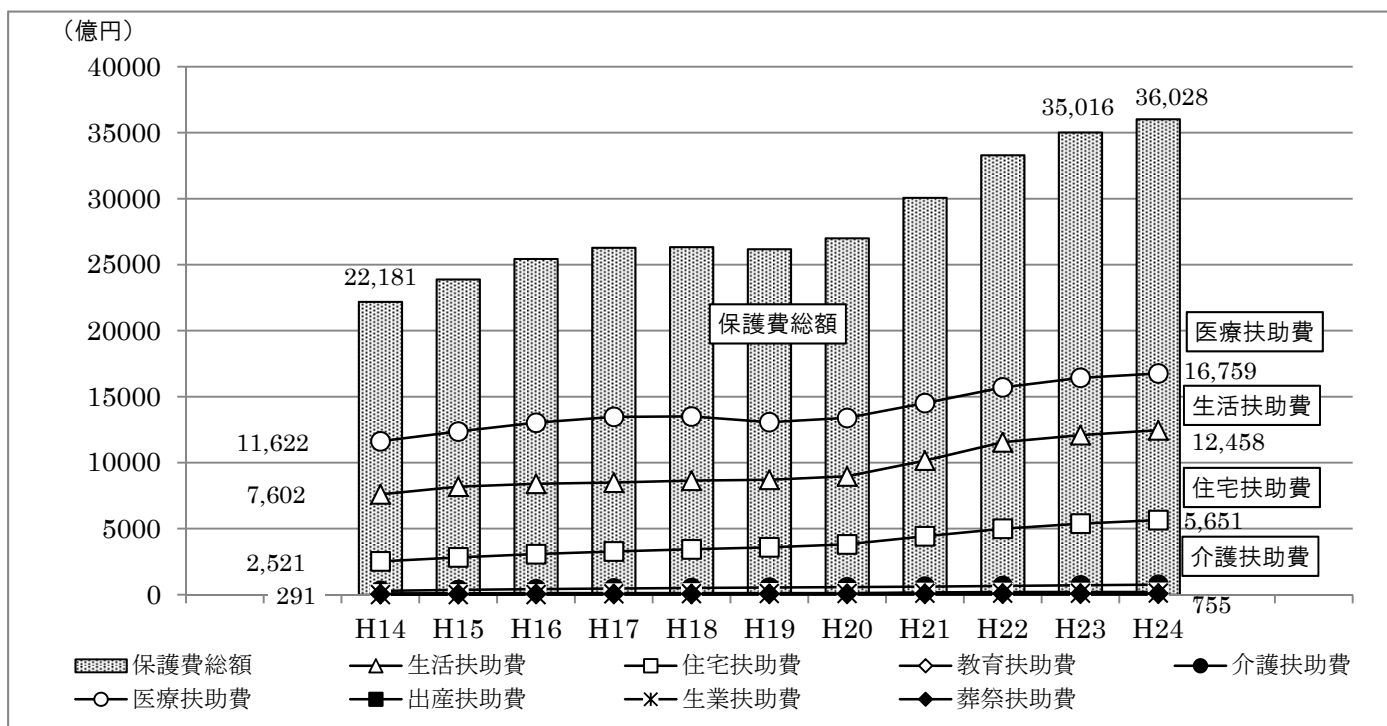
<p>ものが多い。</p> <p>iii) 世帯類型別の不正事案の発生率は、「母子世帯」が5.5%、「その他の世帯」が5.1%で、比較的就労阻害要因が少ない世帯での発生率が高い。</p> <p>また、世帯主が就労指導の対象とならないとみられる「高齢者世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」でも、「稼働収入の無申告」による不正受給が一定割合(当該世帯類型に係る不正受給件数の2割から5割)で発生している。</p> <p>iv) 年齢階層別の不正受給事案の発生率をみると、20歳以上50歳未満では3%程度、「80歳以上」が0.5%と年齢階層による一定の差がみられ、不正内容については、60歳未満の年齢層は「稼働収入の無申告」が半数以上を占め、60歳以上の年齢層については「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」が40%以上で最も多い。</p> <p>v) 保護開始から不正受給期間の始期までの期間別の不正受給件数は、「1年未満」で発生する事案が全不正受給件数の約3割と最も多く、保護開始からの期間が長い程不正受給事案が少なくなっている。</p> <p>また、この「1年未満」の事案のうち、約1割のものが保護開始時から不正受給の状態となっている。</p> <p>オ 意識調査結果</p> <p>今回、102福祉事務所の現業員757人に対して、不正受給対策等について意識調査を実施した結果、現在実施されている不正受給対策が「十分ではない」と答えた者が6割以上であり、重複受給事案のチェックや世帯員や資産・収入の確認が十分できていないとの意見が聴かれた。</p>	<p>表2-(1)-エ-⑧</p> <p>表2-(1)-エ-⑨</p> <p>表2-(1)-エ-⑩、⑪-i、ii</p> <p>表2-(1)-エ-⑫</p>
---	--

表 2 - (1) - ア - ① 生活保護費の推移

(ポイント)

平成 14 年度から 24 年度までの生活保護における保護費の推移をみると、14 年度が 2 兆 2,181 億円であるのに対し、24 年度は 3 兆 6,028 億円と 1.6 倍以上に増加しており、特に、20 年のリーマン・ショック以降の増加の伸びが顕著となっている。

保護費を扶助費別にみると、医療扶助費が最も多く、平成 24 年度で 1 兆 6,759 億円(保護費全体の 46.5%)となっている。次いで、生活扶助費(平成 24 年度 1 兆 2,458 億円(保護費全体の 34.6%))、住宅扶助費(平成 24 年度 5,651 億円(保護費全体の 15.7%))の順で多く、これら 3 扶助費で保護費全体の約 97%を占めている(表 2 - (1) - ア - ①、②を参照)。



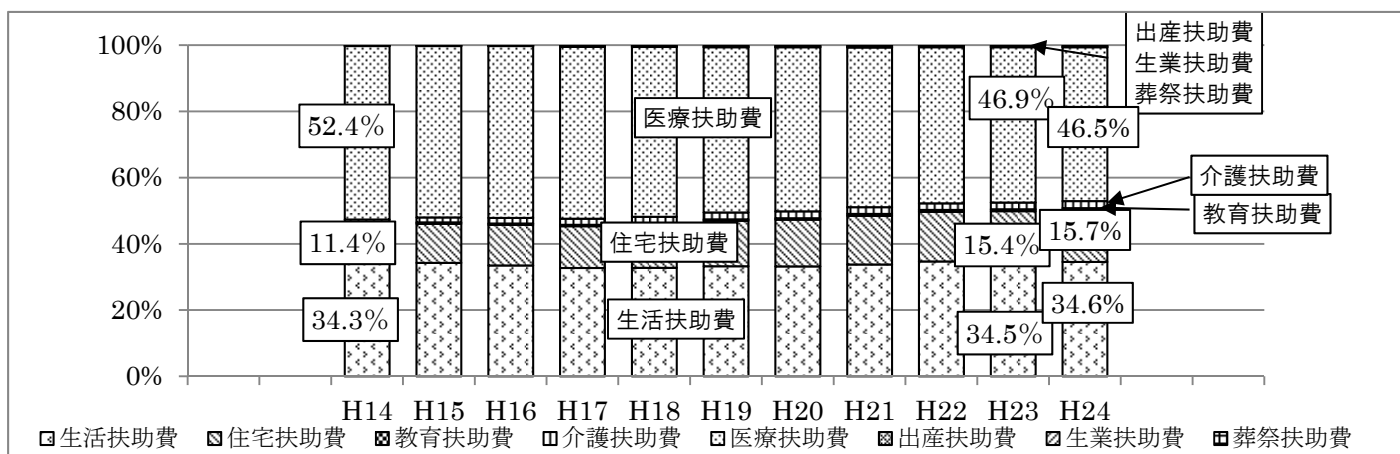
(注) 厚生労働省「生活保護費負担金事業実績報告」による。

表 2 - (1) - ア - ② 扶助費別構成比の推移

(ポイント)

保護費を扶助費別にみると、医療扶助費が最も多く、平成 24 年度で 1 兆 6,759 億円(保護費全体の 46.5%)となっている。次いで、生活扶助費(平成 24 年度 1 兆 2,458 億円(保護費全体の 34.6%))、住宅扶助費(平成 24 年度 5,651 億円(保護費全体の 15.7%))の順で多く、これら 3 扶助費で扶助費全体の約 97%を占めている(表 2 - (1) - ア - ①、②を参照)。

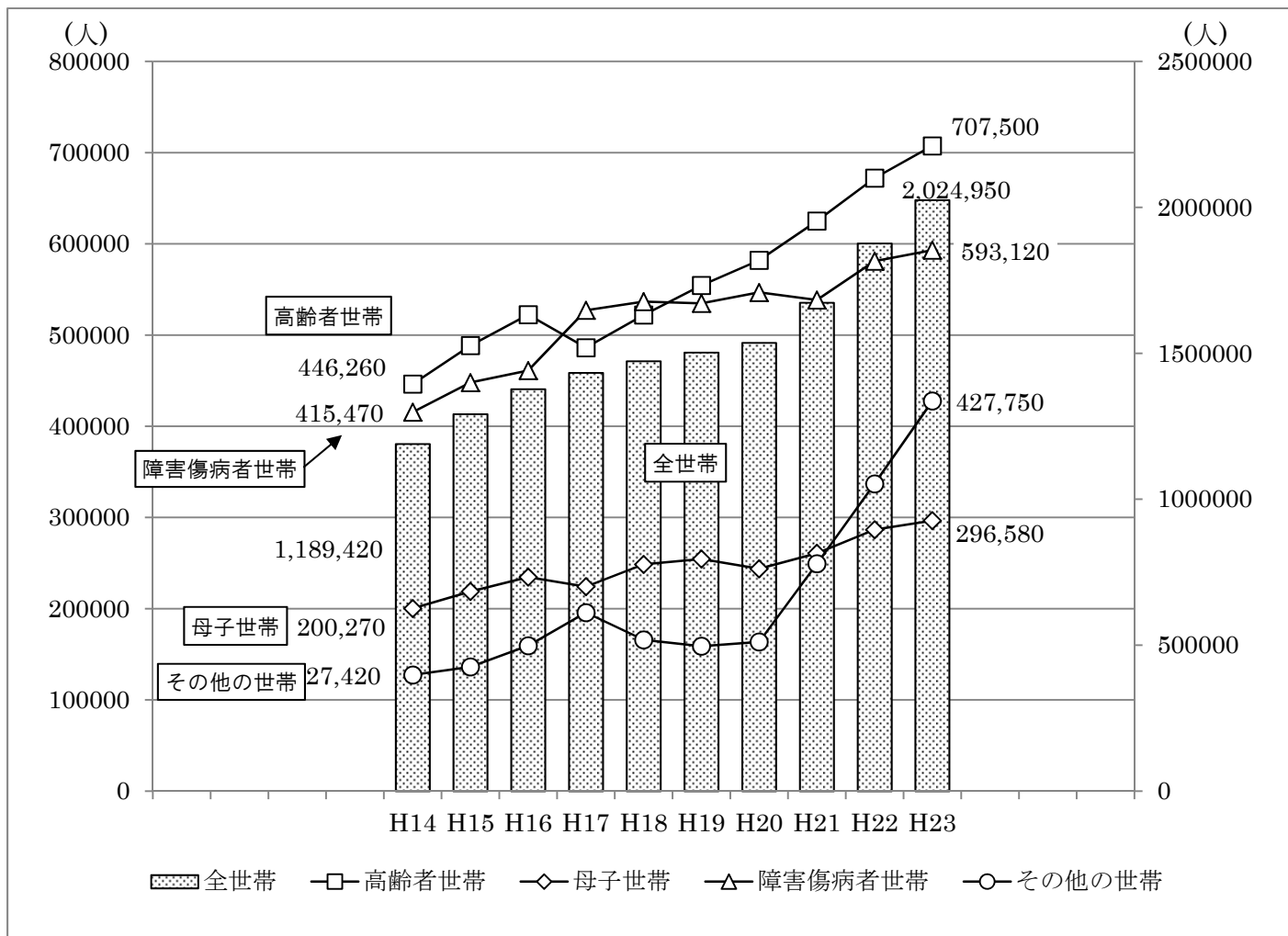
医療扶助費及び生活扶助費、住宅扶助費の 3 扶助費について、平成 14 年度と 24 年度の構成比を比較すると、医療扶助費は 14 年度に 52.4%であったが 24 年度は 46.5%に減少し、他方、住宅扶助費は 14 年度に 11.4%であったが 24 年度は 15.7%に増加しており、生活扶助費については、ほぼ横ばい(平成 14 年度 34.3%、24 年度 34.6%)となっている。



(注) 厚生労働省「生活保護費負担金事業実績報告」による。

表 2 - (1) - ア - ③ 世帯類型別被保護人員数の推移
(ポイント)

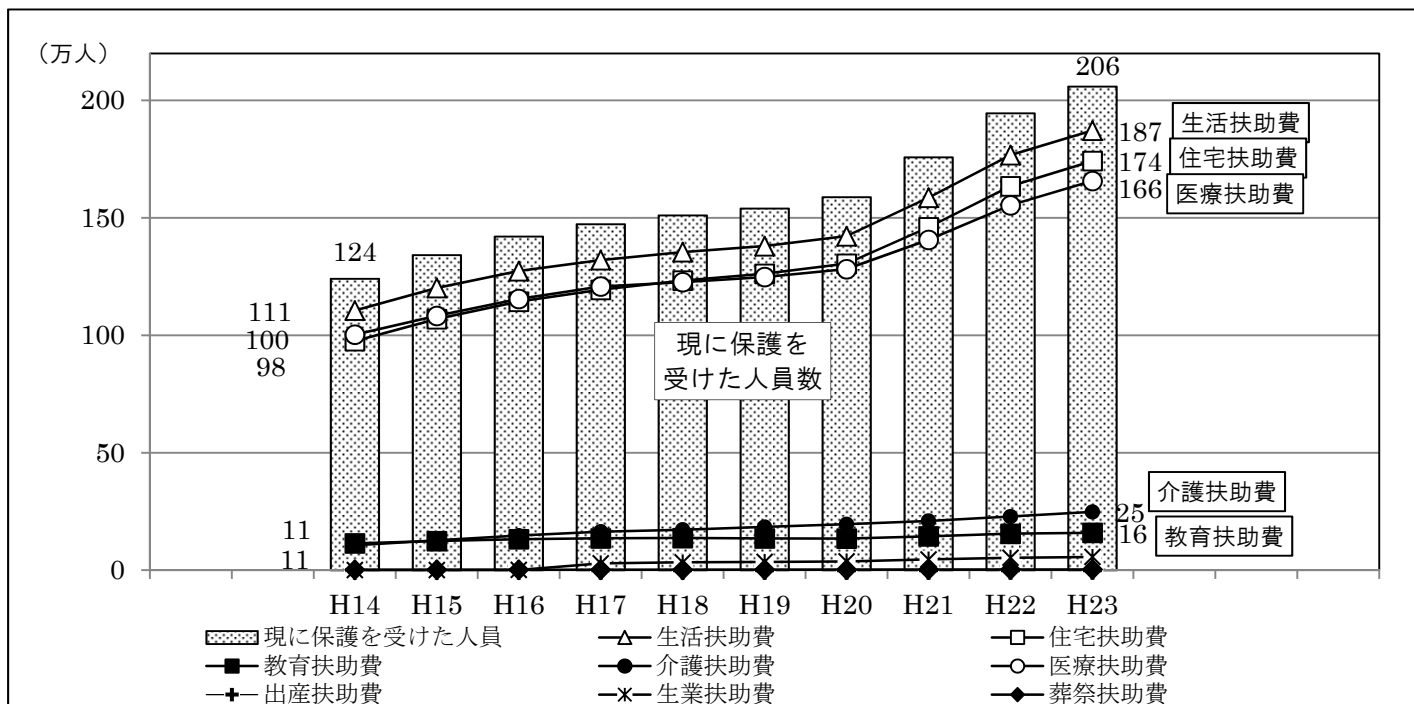
- i) 扶助費が増加している要因の一つとして、これらの扶助費を受給する被保護人員数の増加が挙げられるが、その状況についてみると、被保護人員については、平成 23 年度に約 202.5 万人と、14 年度 (118.9 万人) の約 1.7 倍になっている。
- ii) 被保護世帯数・被保護人員数について平成 14 年度から 23 年度までの推移をみると、1 か月平均の世帯数は約 86.9 万世帯が約 149.2 万世帯と、人員数は約 118.9 万人が約 202.5 万人と、共に約 1.7 倍に増加しており、扶助費と同様、20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている (表 2 - (1) - ア - ③、表 2 - (1) - イ - ①を参照)。
- iii) 「高齢者世帯」について平成 14 年度から 23 年度までの増加状況についてみると、「その他の世帯」に次いで増加率が高く、世帯数 (40.3 万世帯→63.6 万世帯)、人員数 (44.6 万人→70.8 万人) 共に約 1.6 倍に増加している (表 2 - (1) - ア - ③、表 2 - (1) - イ - ①を参照)。



(注) 1 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。
2 世帯類型別被保護者数は各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - ア - ④ 保護の種類別被保護人員数の推移
(ポイント)

被保護人員を扶助費別で見ると、生活扶助費が最も多く、平成 23 年度で 187 万人となっている。次いで、住宅扶助費 (平成 23 年度 174 万人)、医療扶助費 (23 年度 166 万人) の順で多く、扶助費額が最も多かった医療扶助費の被保護人員が最も少ないものとなっている (表 2 - (1) - ア - ①、④を参照)。

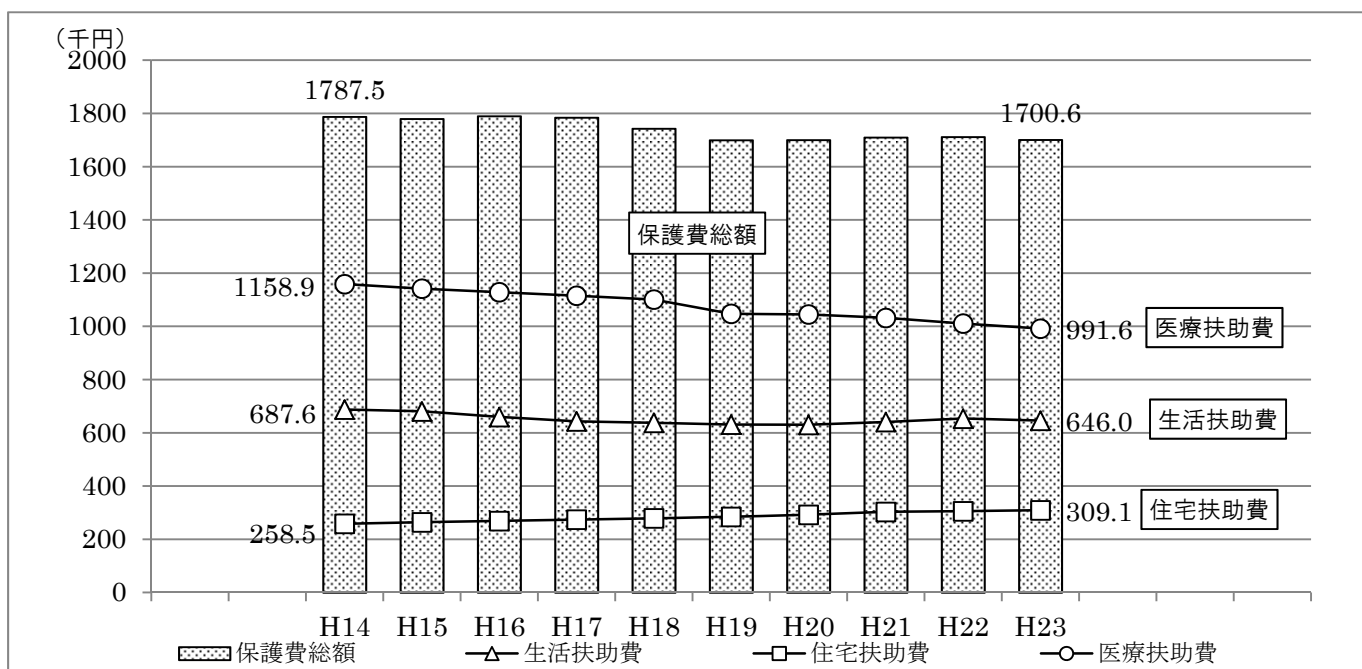


(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。

2 被保護人員数は現に保護を受けた人員の1か月平均である。また、扶助費別被保護人員は重複計上がある。

表2-(1)-ア-⑤ 被保護人員1人当たり保護費の推移
(ポイント)

医療扶助費及び生活扶助費、住宅扶助費の3扶助費について被保護人員1人当たりの扶助費の額は、医療扶助費が最も多く、平成23年度で99.2万円となっており、次いで、生活扶助費(23年度64.6万円)、住宅扶助費(23年度30.9万円)の順で多くなっている。また、被保護人員1人当たりの扶助費の額の推移をみると、医療扶助費は平成14年度に115.9万円であったが23年度は99.2万円に、生活扶助費は14年度に68.8万円であったが23年度は64.6万円に減少し、他方、住宅扶助費は14年度に25.9万円であったが23年度は30.9万円と増加している。



(注) 表2-(1)-ア-①生活保護費及び④被保護人員を基に当省が算出した。

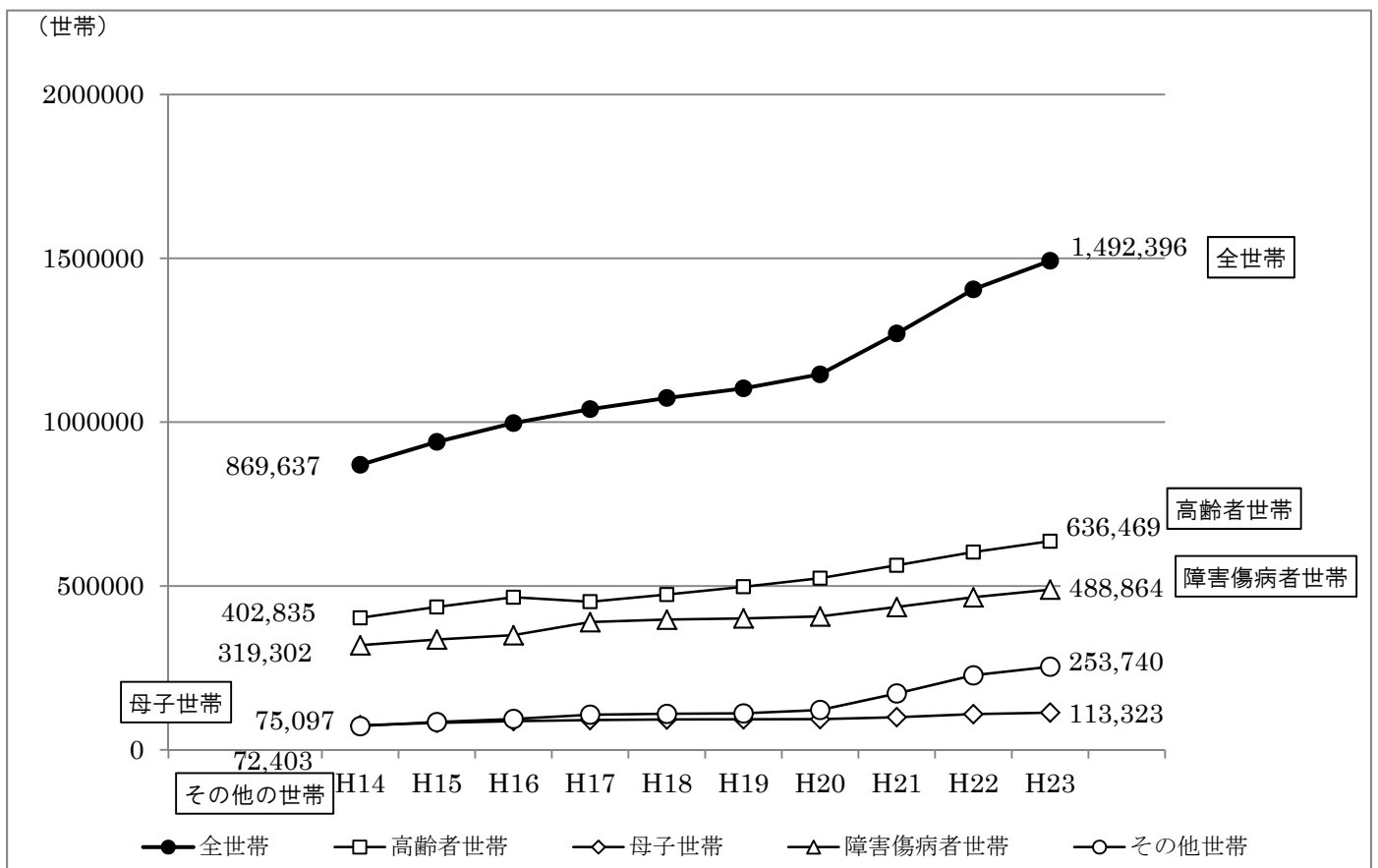
表 2 - (1) - イ - ① 被保護世帯数の推移

(ポイント)

被保護世帯数・被保護人員数について平成 14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、1 か月平均の世帯数は約 86.9 万世帯が約 149.2 万世帯と、人員数は約 118.9 万人が約 202.5 万人と、共に約 1.7 倍に増加しており、扶助費と同様、20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている(表 2 - (1) - ア - ③、表 2 - (1) - イ - ①を参照)。

1 か月平均の被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の世帯数が最も多く、平成 23 年度で約 63.6 万世帯(全世帯の 42.6%)、次いで「障害傷病者世帯」(平成 23 年度で約 48.9 万世帯(全世帯の 32.8%))、「その他の世帯」(平成 23 年度で約 25.4 万世帯(全世帯の 17.0%))の順が多い。

「高齢者世帯」について平成 14 年度から 23 年度までの増加状況についてみると、「その他の世帯」に次いで増加率が高く、世帯数(40.3 万世帯→63.6 万世帯)、人員数(44.6 万人→70.8 万人)共に約 1.6 倍に増加している(表 2 - (1) - ア - ③、表 2 - (1) - イ - ①を参照)。



(注) 1 か月平均の世帯数は厚生労働省「福祉行政報告例」による。

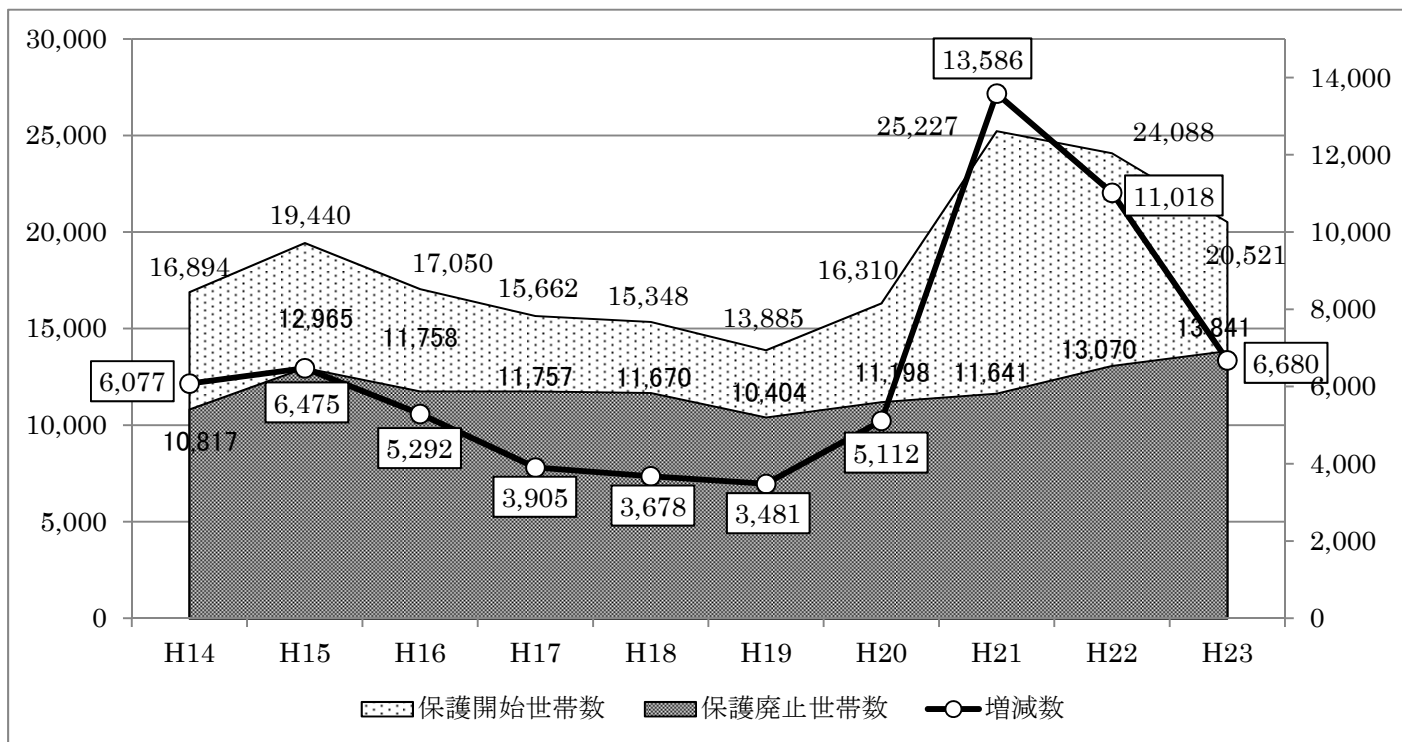
表 2 - (1) - イ - ② 被保護世帯における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移

(ポイント)

保護開始世帯数の増加構造についてみると、リーマン・ショック以前においては、毎年度、保護の開始世帯数が廃止世帯数を上回ってはいたものの、その差は最大でも 6,500 世帯程度(平成 15 年度)であった。

しかし、リーマン・ショック以降は、その差が拡大し、平成 21 年度においては、保護開始世帯数(2 万 5,227 世帯)と保護廃止世帯数(1 万 1,641 世帯)との差が約 1 万 3,000 世帯となり、保護開始世帯数が保護廃止世帯数の 2 倍以上にまで拡大している。

平成 23 年度時点においては、保護開始世帯数の減少と保護廃止世帯数の増加により、その差は、約 6,700 世帯(保護開始世帯数 2 万 521 世帯、保護廃止世帯数 1 万 3,841 世帯)に縮小しているが、リーマン・ショック以前の差の最大値と同水準にある。



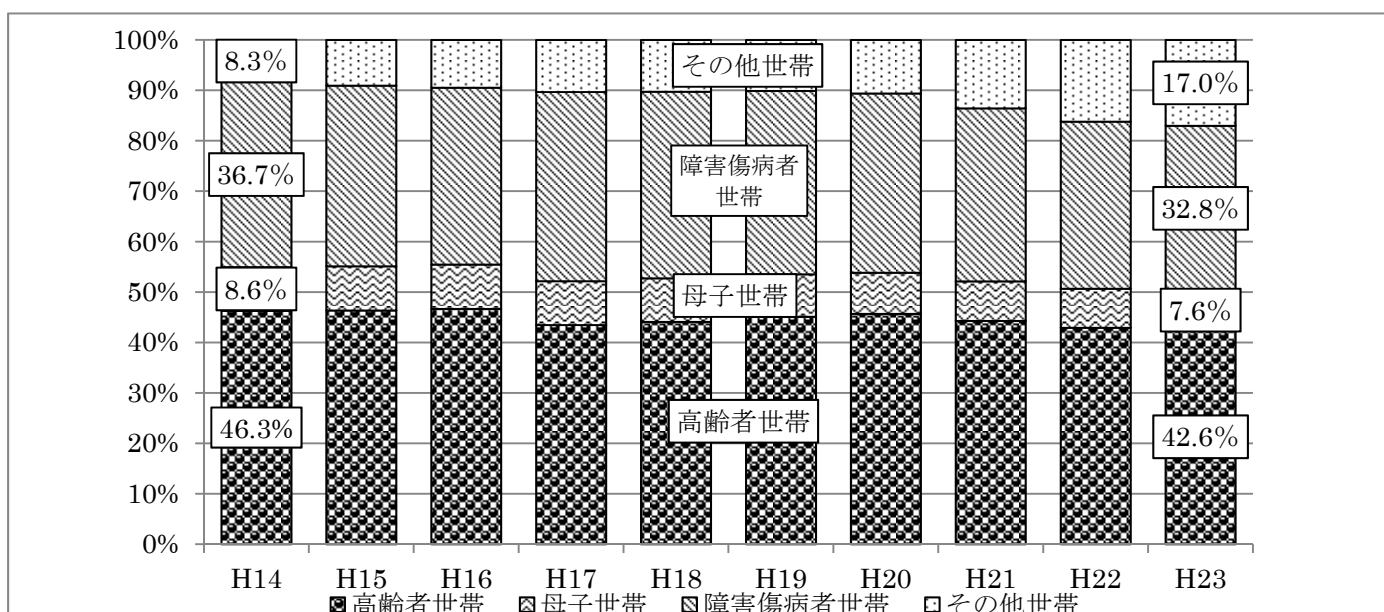
(注) 保護開始世帯数及び保護廃止世帯数は、厚生労働省「福祉行政報告例」による。増減数は同資料を基に当省が算出した。

表2-(1)-イ-③ 被保護世帯数の世帯類型別構成比の推移
(ポイント)

1か月平均の被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」の世帯数が最も多く、平成23年度で約63.6万世帯(全世帯の42.6%)、次いで「障害者・傷病者世帯」(23年度で約48.9万世帯(全世帯の32.8%)、「その他の世帯」(23年度で約25.4万世帯(全世帯の17.0%))の順が多い(表2-(1)-イ-①を参照)。

平成14年度から23年度までの間の増加状況についてみると、「その他の世帯」については、世帯数で約4.3倍(約6.3万世帯→約27.1万世帯)、人員数で約3.4倍(約12.7万人→約42.8万人)と最も増加しており、特に20年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている(表2-(1)-イ-④を参照)。

このため、「その他の世帯」の全被保護世帯数に占める構成比も、平成14年度に8.3%であったものが、23年度には、17.0%と2倍以上に増えている。



(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。
2 被保護世帯数は現に保護を受けた世帯の月平均世帯数である。

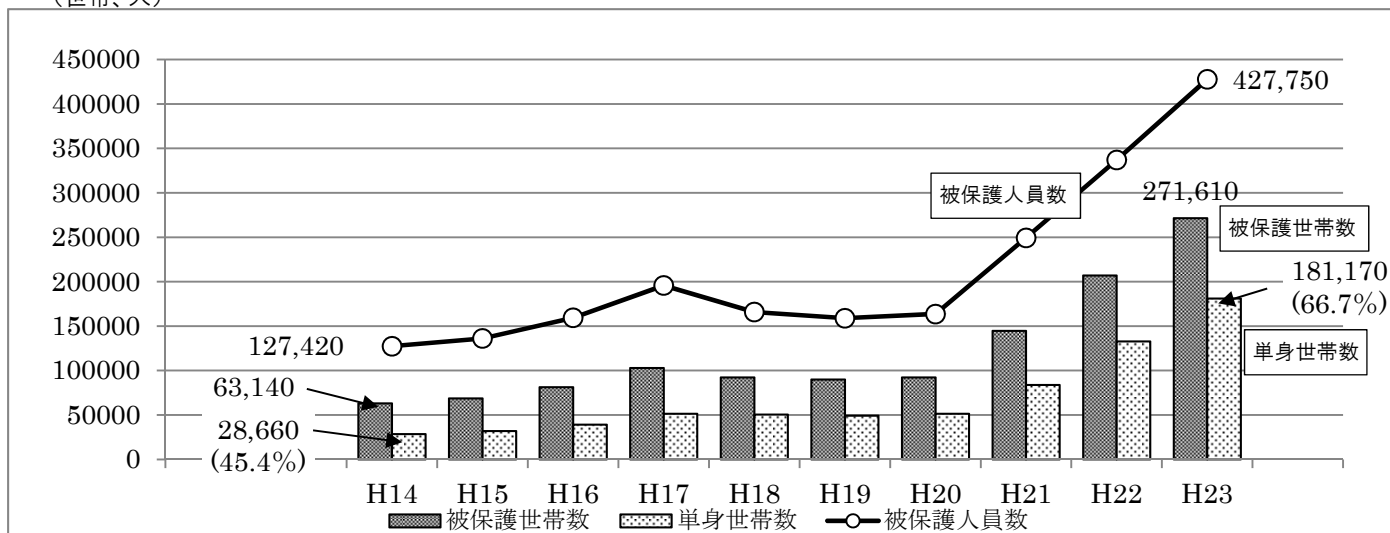
表 2 - (1) - イ - ④ 「その他の世帯」の世帯数の推移

(ポイント)

平成 14 年度から 23 年度までの間の増加状況についてみると、「その他の世帯」については、世帯数で約 4.3 倍 (約 6.3 万世帯→約 27.1 万世帯)、人員数で約 3.4 倍 (約 12.7 万人→約 42.8 万人) と最も増加しており、特に 20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著となっている。

このため、「その他の世帯」の全被保護世帯数に占める構成比も、平成 14 年度に 8.3%であったものが、23 年度には、17.0%と 2 倍以上に増えている (表 2 - (1) - イ - ③を参照)。

一 (世帯、人)



- (注) 1 「被保護世帯数」は世帯類型が「その他の世帯」に属する世帯数、「単身世帯数」は世帯類型が「その他の世帯」のうち世帯人員が1人の世帯数、「被保護人員数」は、世帯類型が「その他の世帯」に属する被保護人員数である。
 2 被保護世帯数、単身世帯数及び被保護人員数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。
 3 各年度7月31日現在のものである。

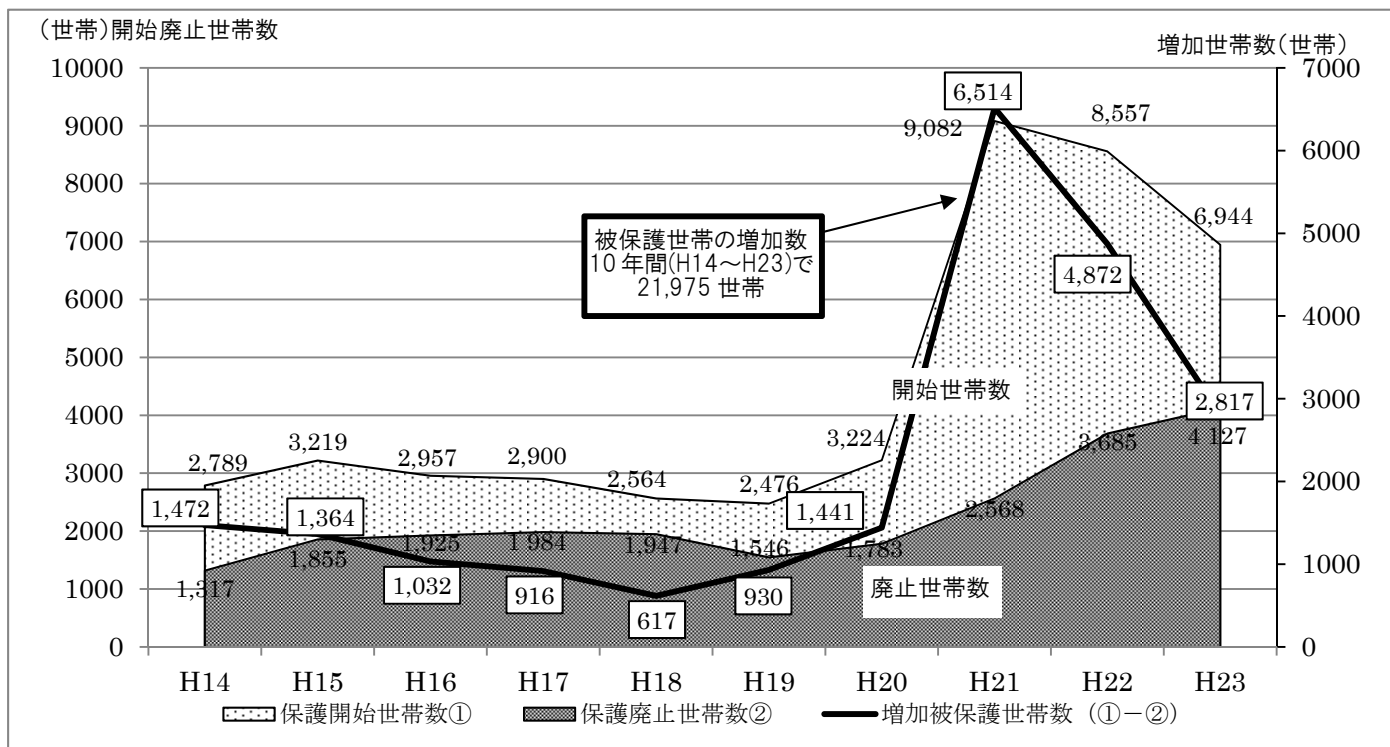
表 2 - (1) - イ - ⑤ 「その他の世帯」における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移

(ポイント)

増加が顕著な「その他の世帯」における世帯数の増加構造について、平成 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、リーマン・ショック以前においては、毎年度、保護の開始世帯数が廃止世帯数を上回ってはいたものの、その差は 1,000 世帯前後で推移していた。

しかし、リーマン・ショック以降は、その差が拡大し、平成 21 年度においては、保護開始世帯数 (9,082 世帯) と保護廃止世帯数 (2,568 世帯) の差が約 6,500 世帯、保護開始世帯数が保護廃止世帯数の約 3.5 倍にまで拡大している。

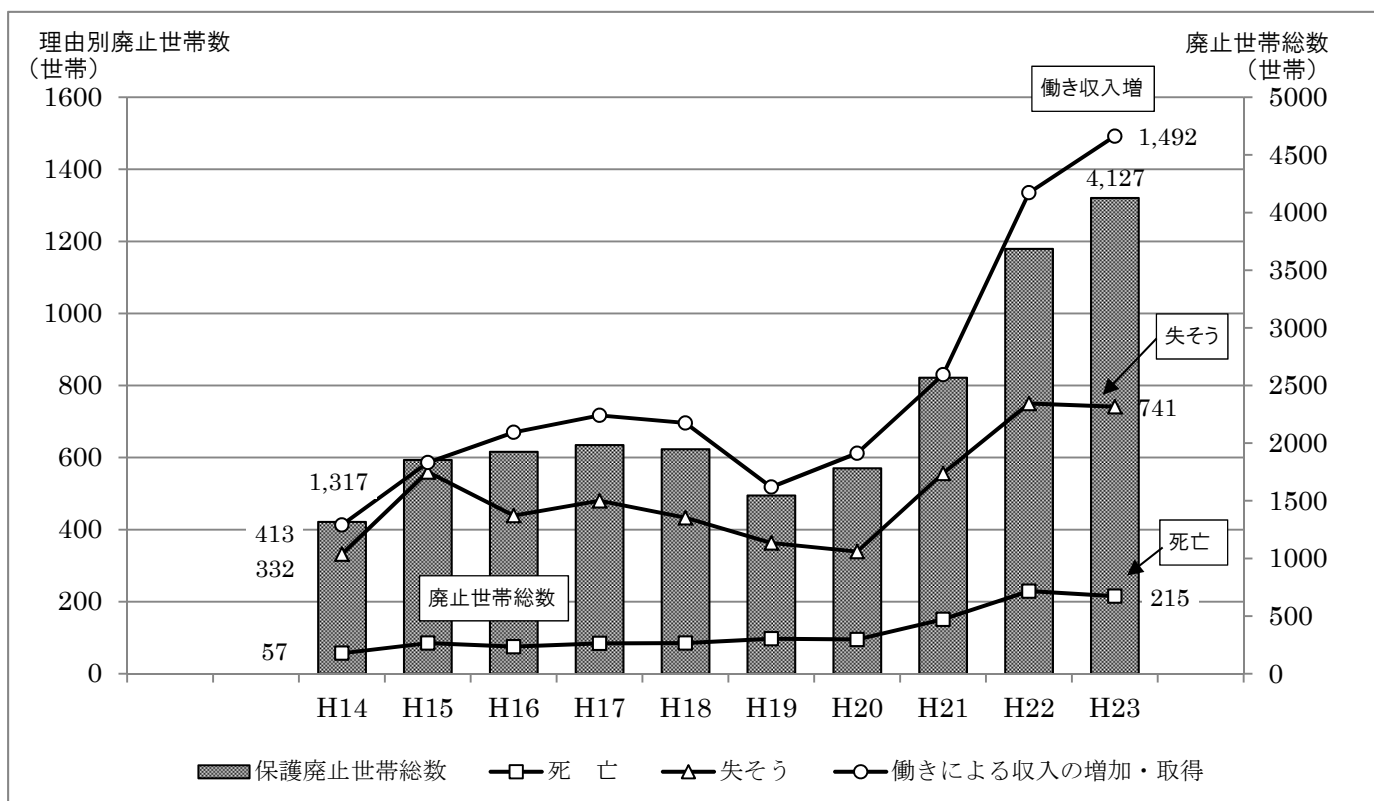
平成 23 年度時点においては、保護開始世帯数の減少と保護廃止世帯数の増加により、その差は、約 2,800 世帯 (保護開始世帯数 6,944 世帯、保護廃止世帯 4,127 世帯) に縮小しているが、リーマン・ショック以前の水準のいまだ 2 倍程度ある。



(注) 1 「開始世帯数」及び「廃止世帯数」は、厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中に保護が開始・廃止された世帯数)による。
 2 「被保護世帯の増加数」は、「開始世帯数」から「廃止世帯数」を減じたものである。

表2-(1)-イ-⑥ 「その他の世帯」における理由別保護廃止世帯数の推移 (ポイント)

「その他の世帯」における保護の廃止世帯数については、平成14年度(1,317世帯)から23年度(4,127世帯)までの間で3倍以上に増加しており、特にリーマン・ショック以降の増加が、保護の開始世帯と同様に顕著である。その増加の主因は、廃止世帯の約36%を占める「働きによる収入の増」(平成14年度413世帯、23年度1,492世帯)によるものとなっており、経済的自立の促進を図るための取組が重要なものとなっている。

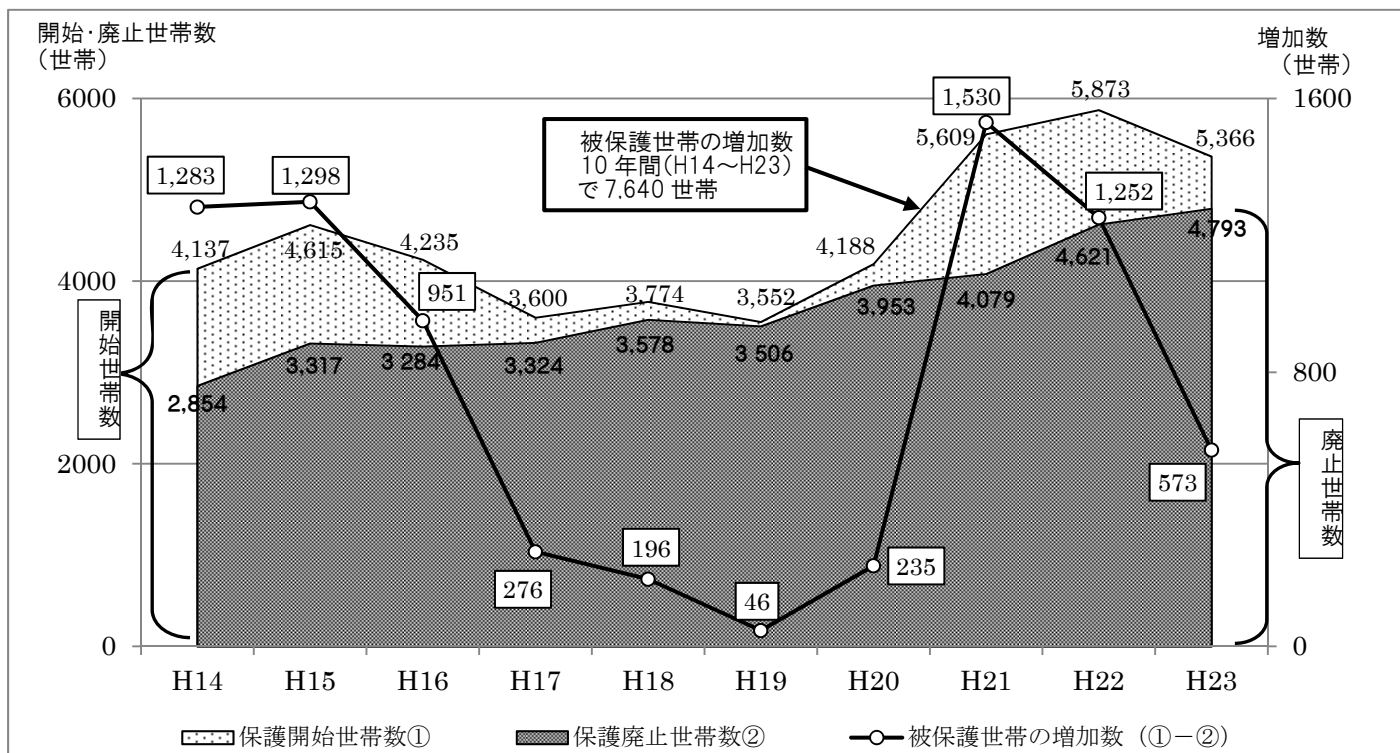


(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中に保護が開始された世帯数)による。

表 2 - (1) - イ - ⑦ 「高齢者世帯」における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の推移
(ポイント)

高齢者世帯における保護開始世帯数と保護廃止世帯数の増加構造についてみると、平成 20 年のリーマン・ショックまでは、保護開始世帯数の減少傾向と保護廃止世帯の増加傾向により、その差は縮小の傾向にあったが、リーマン・ショック以降は、保護開始世帯の増加が顕著となり、21 年度においては、保護開始世帯数 (5,609 世帯) と保護廃止世帯数 (4,079 世帯) の差が約 1,500 世帯に拡大している。

平成 23 年度時点においては、再び保護開始世帯数の減少と保護廃止世帯数の増加により、その差は、約 600 世帯 (保護開始世帯数 5,366 世帯、保護廃止世帯 4,793 世帯) に縮小している。

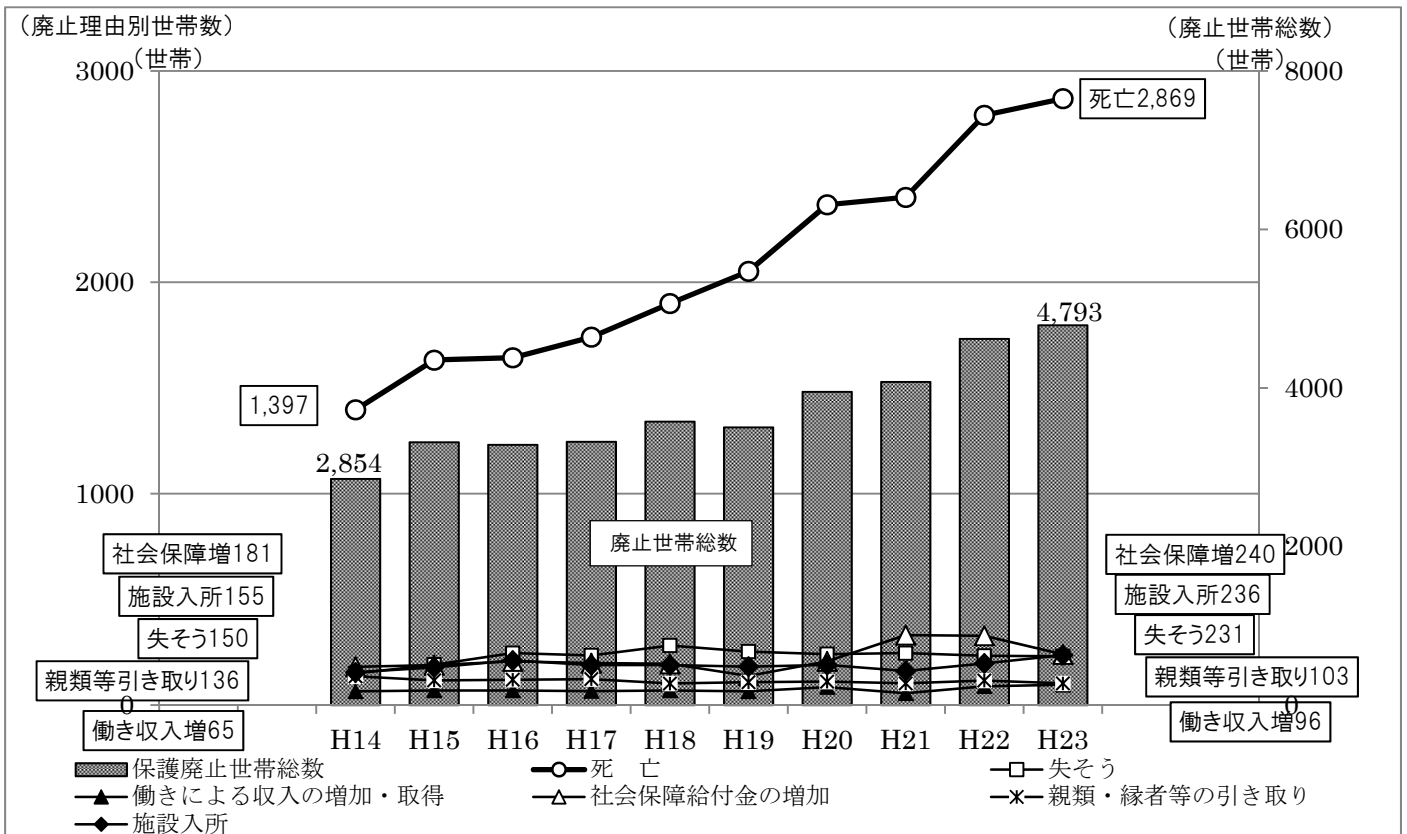


(注) 1 「開始世帯数」及び「廃止世帯数」は、厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中に保護が開始・廃止された世帯数)による。

2 「被保護世帯の増加数」は、「開始世帯数」から「廃止世帯数」を減じたものである。

表 2 - (1) - イ - ⑧ 「高齢者世帯」における理由別保護廃止世帯数の推移
(ポイント)

「高齢者世帯」における保護の廃止世帯数は、増加傾向にあり、平成 14 年度 (2,854 世帯) から 23 年度 (4,793 世帯) までの間で約 1.7 倍になっているが、その増加の主因は、廃止世帯の約 6 割を占める「死亡」(14 年度 1,397 世帯、23 年度 2,869 世帯) によるものとなっている。

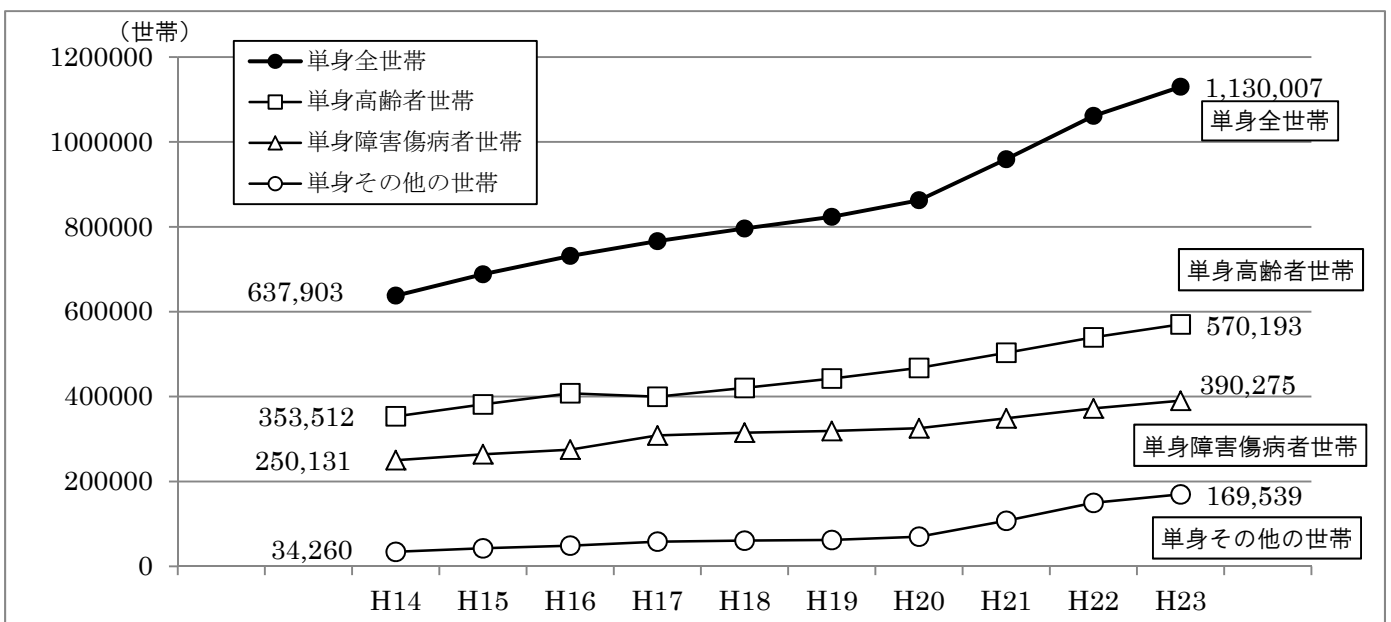


(注) 平成14年度から23年度までは厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度9月中旬に保護が廃止された世帯数)による。

表2-1-1-9 被保護世帯(単身世帯)数の推移
(ポイント)

被保護世帯数における単身世帯数は、平成23年度で約113.0万世帯と全被保護世帯(149.2万世帯)の75.7%を占めており、14年度から23年度までの推移をみると、全被保護世帯の増加とともに年々増加しているが、割合については、微増の状況(73.4%→75.7%)となっている。

被保護世帯数を世帯類型別(母子世帯を除く。)でみると、「高齢者世帯」が単身世帯数及びその割合共に最も多く、平成23年度で約57.0万世帯・89.6%となっており、次いで、「障害傷病者世帯」(23年度で約39.0万世帯・79.8%)、「その他の世帯」(23年度で約17.0万世帯・66.8%)の順で多い(以上、表2-1-1-①、⑨を参照)。



(注) 1 厚生労働省「福祉行政報告例」による。
2 被保護単身世帯数は現に保護を受けた世帯で、月平均世帯数である。

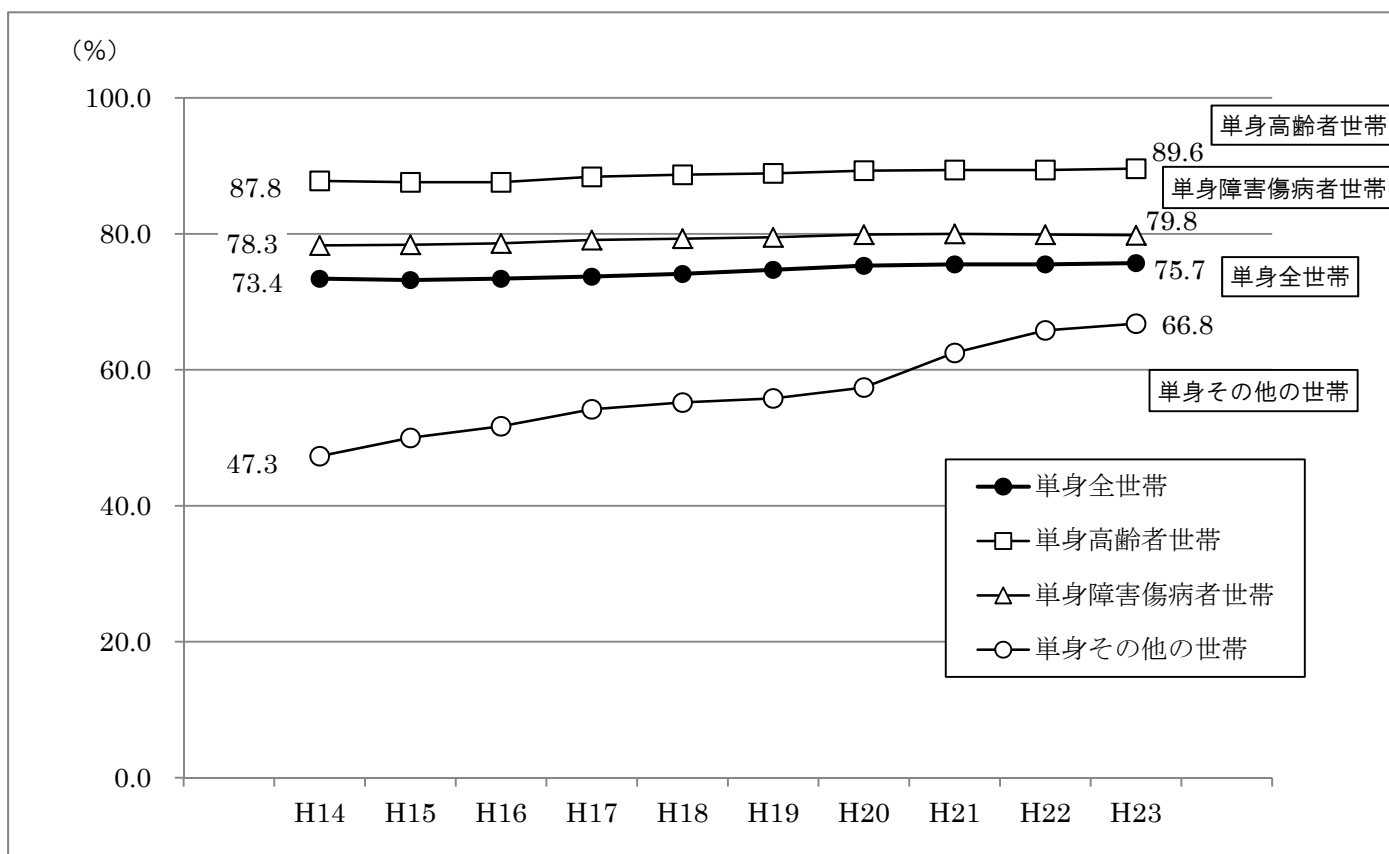
表 2- (1) - イ - ⑩ 被保護世帯に占める単身世帯割合の推移

(ポイント)

被保護世帯数における単身世帯数は、平成 23 年度で約 113.0 万世帯と全被保護世帯 (149.2 万世帯) の 75.7% を占めており、14 年度から 23 年度までの推移をみると、全被保護世帯の増加とともに年々増加しているが、割合については、微増の状況 (73.4% → 75.7%) となっている。

被保護世帯数を世帯類型別 (母子世帯を除く。) でみると、「高齢者世帯」が単身世帯数及びその割合共に最も多く、平成 23 年度で約 57.0 万世帯・89.6% となっており、次いで、「障害傷病者世帯」(23 年度で約 39.0 万世帯・79.8%)、「その他の世帯」(23 年度で約 17.0 万世帯・66.8%) の順で多い (以上、表 2- (1) - イ - ①、⑨を参照)。

被保護世帯に占める単身世帯数の割合の推移を平成 14 年度から 23 年度までの間でみると、「その他の世帯」の増加率が最も高く、47.3% から 66.8% と 20 ポイント近い増加となっており、特に、20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著なものとなっている。



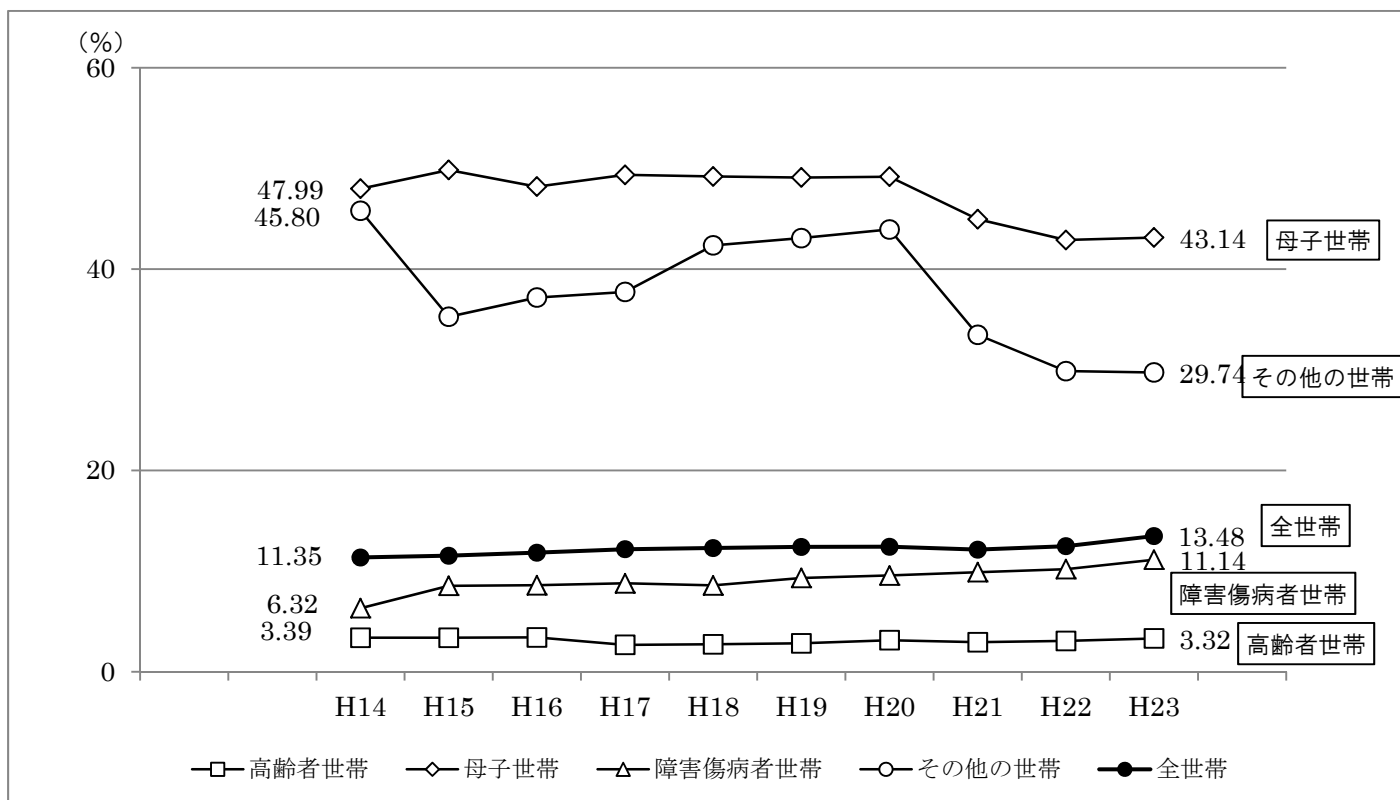
(注) 厚生労働省「福祉行政報告例」を基に当省が算出した。

表 2- (1) - イ - ⑪ 就労者のいる被保護世帯数の割合の推移

(ポイント)

被保護世帯のうち就労者がいる世帯数の割合をみると、全体では平成 23 年度で 13.5% となっているが、世帯類型別にみると、世帯主が稼働年齢層にあり、比較的就労阻害要因が少ないと考えられる「母子世帯」や「その他の世帯」が高く、それぞれ約 43.1%、約 29.7% となっている。

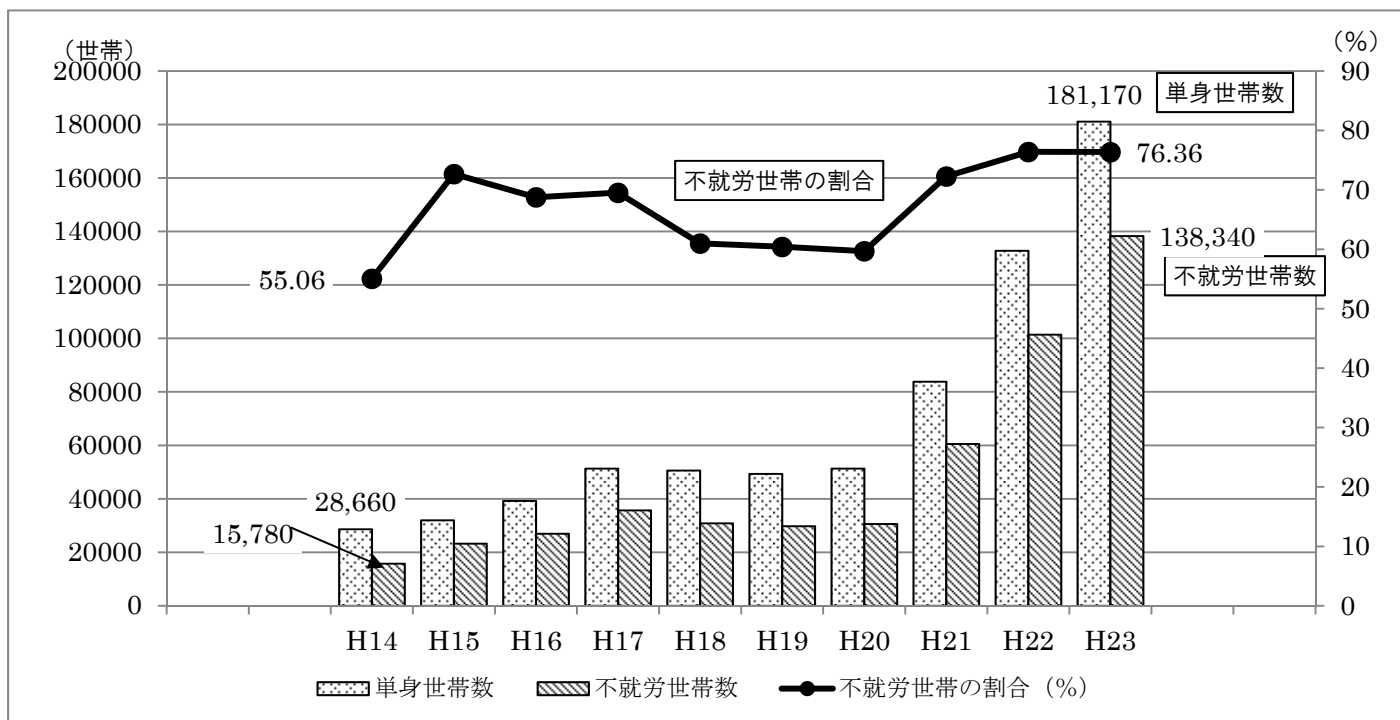
また、これについて平成 14 年度から 23 年度までの間の推移でみると、「その他の世帯」は、14 年度に「母子世帯」とほぼ同水準 (約 45.8%) にあったが、23 年度までに約 16.0 ポイント減少しており、特に 20 年のリーマン・ショック以降の減少が顕著なものとなっている。



(注) 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」の世帯類型別勤労者がいる世帯数を基に当省が割合を集計した。各年度7月31日現在のものである。

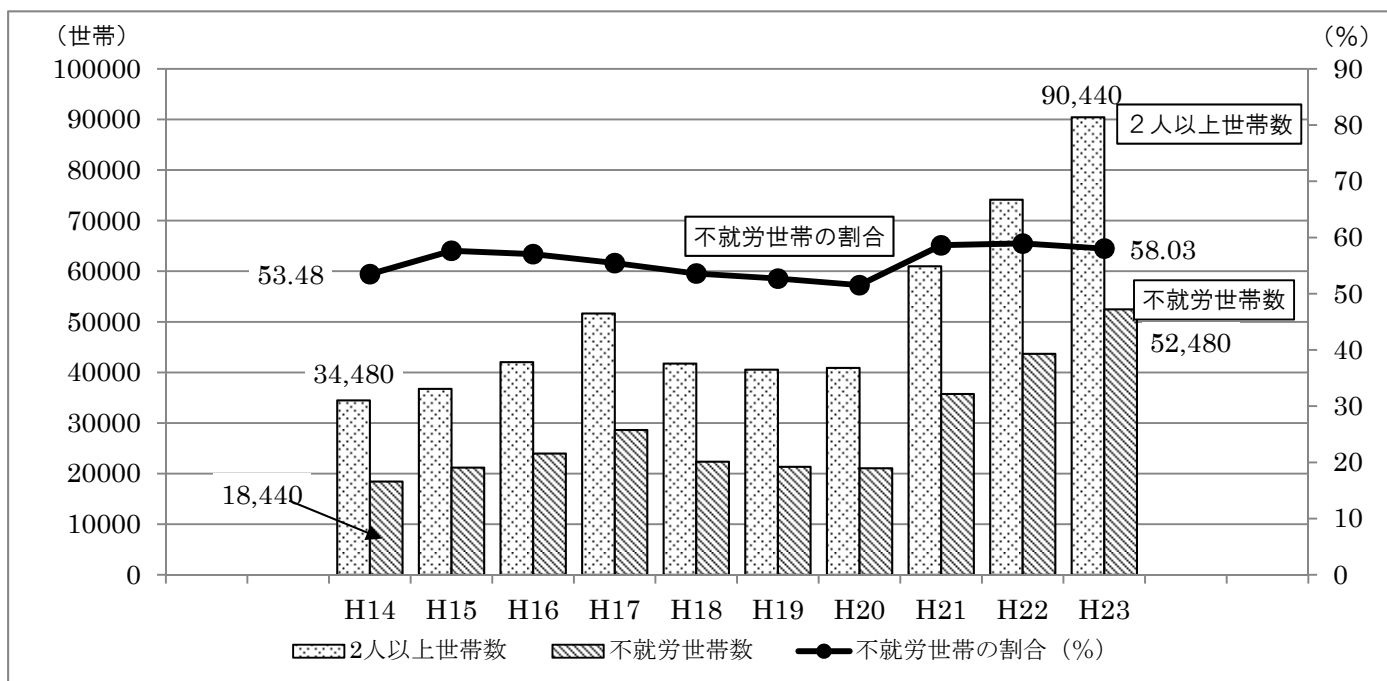
表2- (1) -イ-⑫ 「その他の世帯」における就労者のいない世帯数の推移 (単身世帯)
(ポイント)

「その他の世帯」における就労者のいない世帯数についてみると、平成20年のリーマン・ショック以降増加が顕著となった単身世帯における不就労世帯の増加率が高く、23年度は14年度(約55.1%)と比較して、20ポイント以上増加し、約76.4%となっており、一旦減少傾向にあった不就労世帯の割合がリーマン・ショック以降再び増加に転じている。



(注) 1 単身世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。
 2 「不就労世帯数」及び「不就労世帯の割合」は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」を基に当省が割合を集計した。
 3 各年度7月31日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ⑬ 「その他の世帯」における就労者のいない世帯数の推移（2人以上世帯）



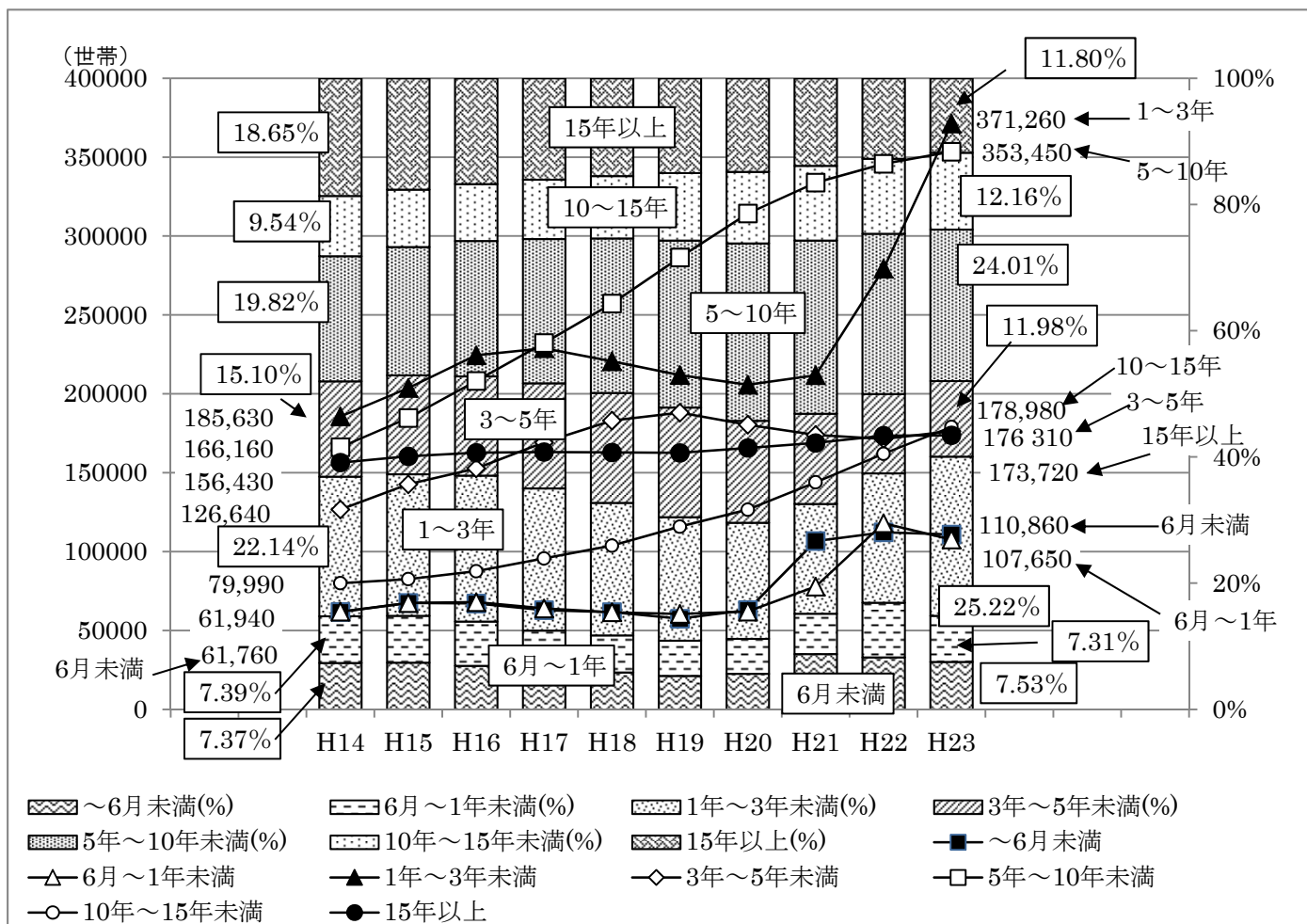
(注) 1 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」を基に当省が集計した。
 2 各年度7月31日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ⑭ 保護の受給期間別被保護世帯数の推移 (ポイント)

保護の受給期間別の被保護世帯数について平成23年度時点での受給期間で見ると、受給期間1年以上3年未満の世帯数が約37.1万世帯、全体の約25.2%と最も多いが、5年以上10年未満の世帯が約35.3万世帯、全体の約24.0%、10年以上15年未満の世帯が約17.9万世帯、全体の約12.2%と、長期受給世帯も多く、5年以上の世帯が全体の約半数に及んでいる。

また、保護の受給期間別の被保護世帯数について平成14年度から23年度までの推移をみると、20年のリーマン・ショック以降の被保護世帯の増加を受けて、受給期間1年以上3年未満の世帯数が約2倍(18.6万世帯→37.1万世帯)、6月未満が約1.8倍(6.2万世帯→11.1万世帯)、6月以上1年未満が約1.7倍(6.2万世帯→10.8万世帯)と、受給期間3年未満の世帯の増加率が高いが、その一方で、10年以上15年未満や5年以上10年未満の長期受給世帯の増加も、それぞれ2.2倍(8.0万世帯→17.9万世帯)、2.1倍(16.6万世帯→35.3万世帯)と顕著である。

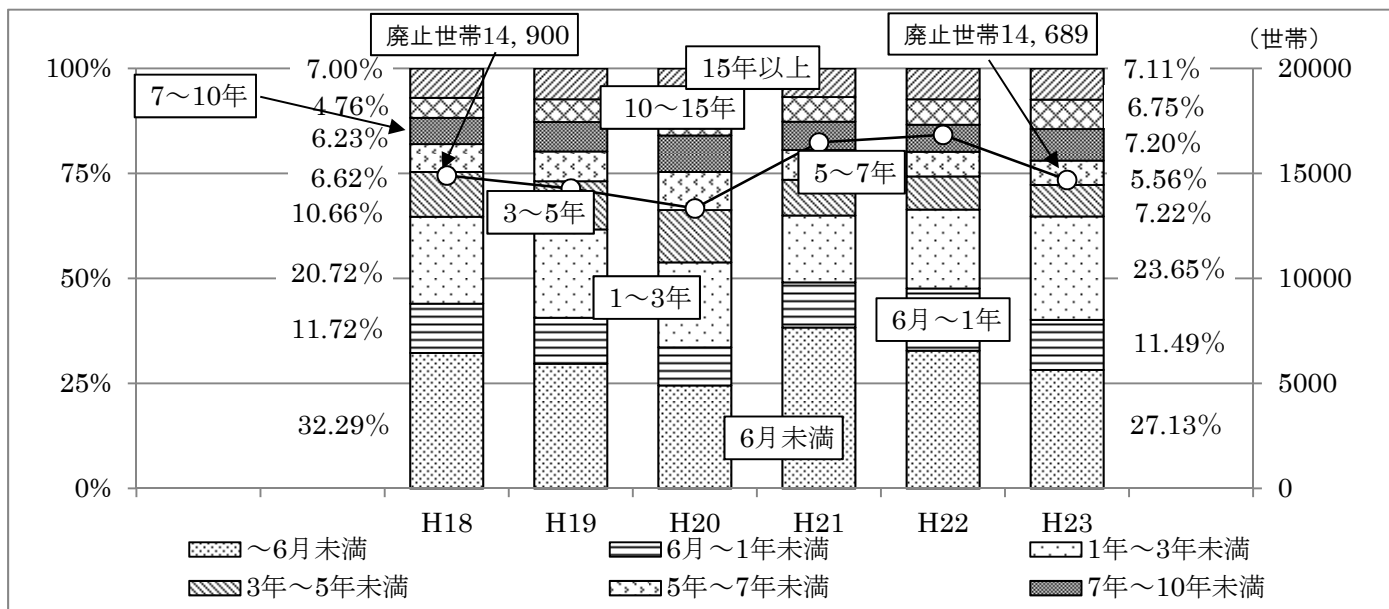
平成23年度における保護の受給期間別の被保護世帯数の構成比(当該区分の被保護世帯数の全被保護世帯数に占める割合)と保護廃止世帯数の構成比(当該区分の保護廃止世帯数の全保護廃止世帯数に占める割合)を比較すると、受給期間6月未満の場合は、被保護世帯数が7.5%で保護廃止世帯数が27.1%、受給期間6月以上1年未満の場合は、被保護世帯数が7.3%で保護廃止世帯数が11.5%と、いずれも保護廃止世帯数の構成比の方が高いが、受給期間が1年を超えるとそれが逆転し、保護廃止の率が低下する傾向がみられる(表2-(1)-イ-⑭、⑮を参照)。



(注) 1 被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が集計した。
 2 各年度7月31日現在のものである。

表2-(1)-イ-⑮ 保護廃止世帯数の推移 (保護開始からの期間別)
 (ポイント)

平成23年度における保護の受給期間別の被保護世帯数の構成比(当該区分の被保護世帯数の全被保護世帯数に占める割合)と保護廃止世帯数の構成比(当該区分の保護廃止世帯数の全保護廃止世帯数に占める割合)を比較すると、受給期間6月未満の場合は、被保護世帯数が7.5%で保護廃止世帯数が27.1%、受給期間6月以上1年未満の場合は、被保護世帯数が7.3%で保護廃止世帯数が11.5%と、いずれも保護廃止世帯数の構成比の方が高いが、受給期間が1年を超えるとそれが逆転し、保護廃止の率が低下する傾向がみられる(表2-(1)-イ-⑭、⑮を参照)。



(注) 1 廃止世帯数は厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同資料期間別保護廃止世帯数を基に当省が集計した。
 2 各年度7月31日現在のものである。

表2-(1)-イ-⑯ 市町村合併により級地が繰り上がった市町村数 (平成12年度と25年度の比較)

(ポイント)

扶助費の支給水準は、市町村域単位で設定されている級地によって異なっている。現在は6区分の級地が設定され、「1級地の1」、「1級地の2」、「2級地の1」、「2級地の2」、「3級地の1」、「3級地の2」の順に支給水準が高いものとなっている。

平成13年3月31日(市町村数3,227)から24年4月1日(市町村数1,719)までの間に市町村合併により1,508市町村が減少しているが、合併後の市町村の級地は、合併に加わった市町村のうち最も支給水準が高い級地に設定されるものとなっている。

このため、12年度及び25年度における「生活保護級地区分表」等を基に、12年度の当該区分表に級地ごとに記載されていた市町村域が、25年度の当該区分表においてどの級地に区分されているのかを便宜整理してみると、2級地から1級地に繰り上がっているものが3市町村域、3級地から1級地に繰り上がっているものが28市町村域、3級地から2級地に繰り上がっているものが244市町村域あるなど、全体で801市町村域がより高い級地に繰り上がっている。

(単位:市町村)

			25年度級地					計
			1級地		2級地		3級地	
			1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	
12年度級地	1級地	1-2	2					2
	2級地	2-1	2	1				3
		2-2			3			3
	3級地	3-1	1	13	45	21		80
		3-2		14	124	54	521	713
計			5	28	172	75	521	801

(注) 1 本表は、平成 12 年度と 25 年度の「生活保護級地区分表」を基に、総務省公表の「平成 11 年度以降の市町村合併の実績」で 13 年度以降 24 年度までに市町村合併された案件について、当該合併に関わった市町村（平成 12 年度時点で存在していた市町村）の級地の繰り上がり状況を整理したものである。

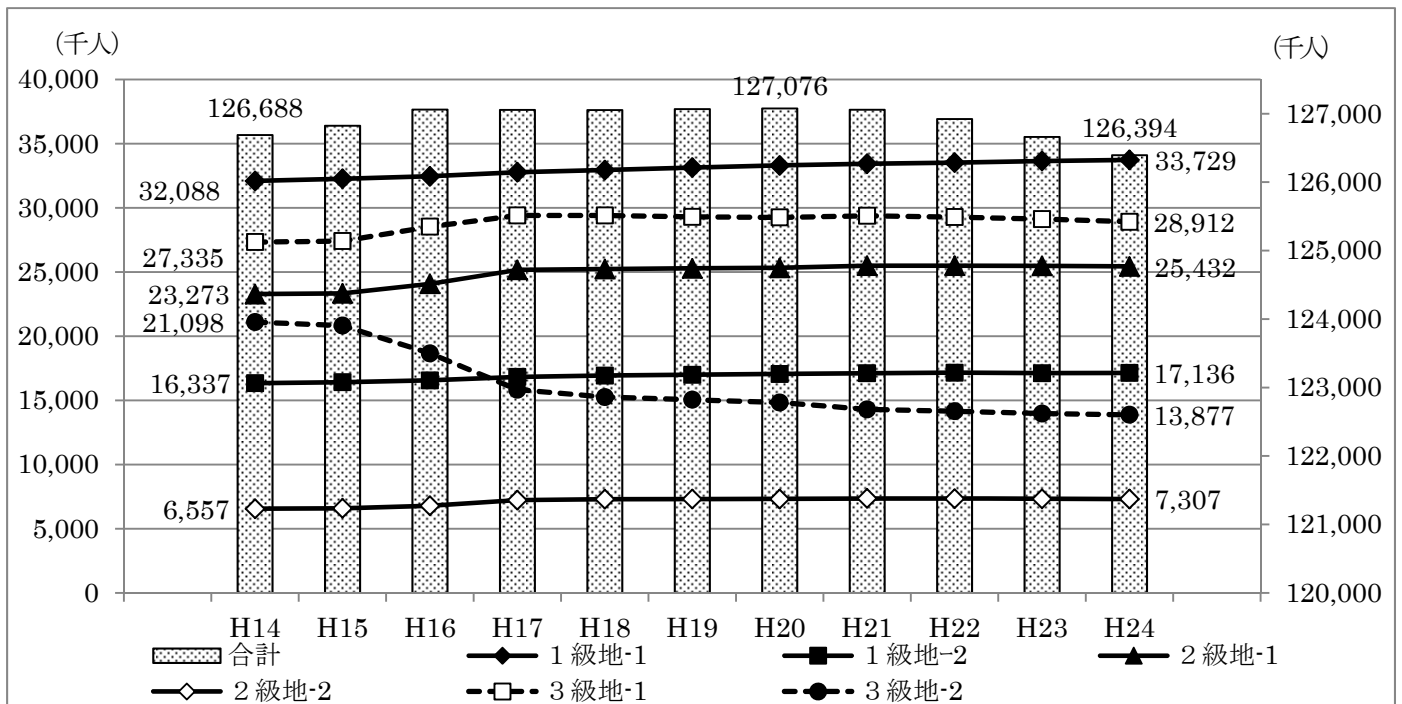
2 全国の市町村数は、平成 13 年 3 月 31 日現在が 3,227、24 年 4 月 1 日現在が 1,719 で、この間の市町村合併で、1,508 市町村が減少している。

表 2 - (1) - イ - ⑰ 級地別管内人口数の推移

(ポイント)

平成 24 年度における級地別の管内人口及び管内世帯数をみると、共に、支給水準が最も高い「1 級地の 1」（管内人口：約 3,373 万人、管内世帯数：約 1,600 万世帯）が最も多く、次いで「3 級地の 1」、「2 級地の 1」、「1 級地の 2」、「3 級地の 2」、「2 級地の 2」の順が多い。

また、平成 14 年度から 24 年度までの推移をみると、支給水準が最も低い「3 級地の 2」のみ減少傾向（管内人口：約 2,110 万人→約 1,388 万人、管内世帯数：約 699 万世帯→約 531 万世帯）にあり、他の級地はいずれも増加傾向にある（以上、表 2 - (1) - イ - ⑰、⑱を参照）。



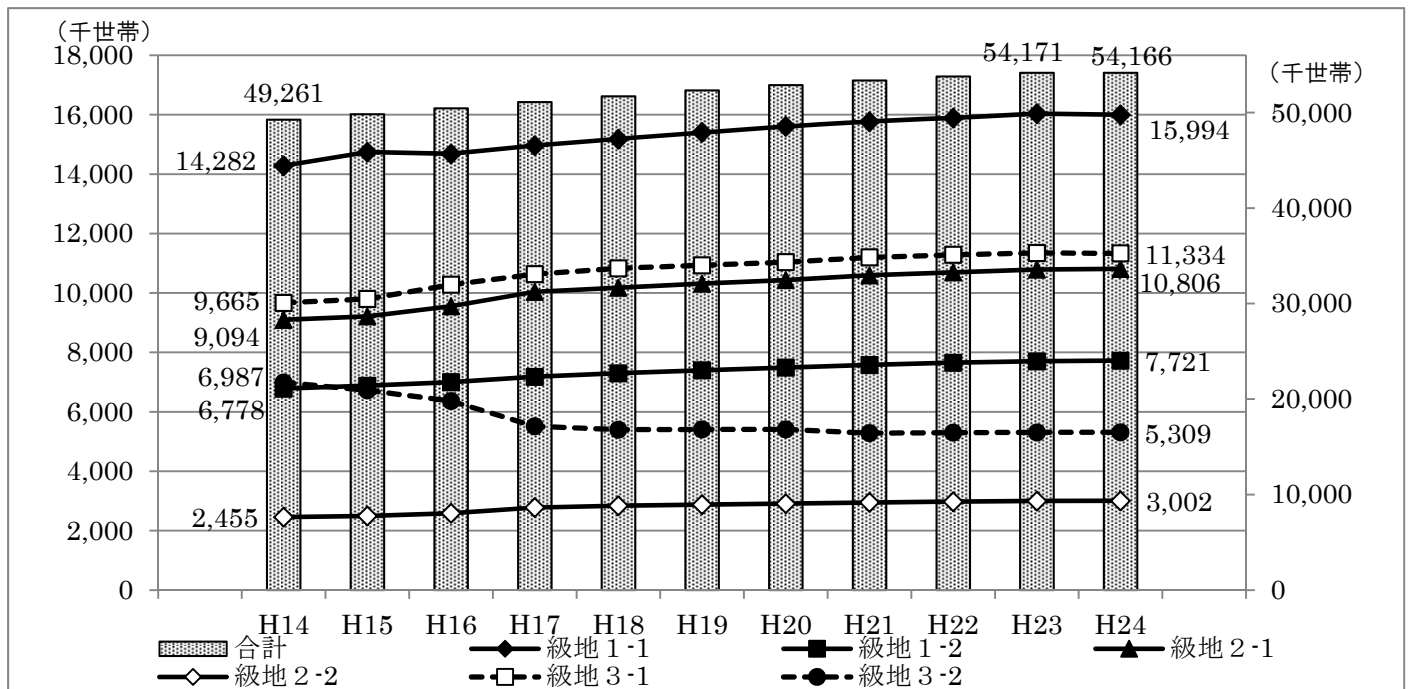
(注) 級地別管内世帯数は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」の市町村別世帯数（各年度 3 月 31 日現在）を生活保護手帳に記載の地域の級地区分に基づき当省が整理した。

表 2 - (1) - イ - ⑱ 級地別管内世帯数の推移

(ポイント)

平成 24 年度における級地別の管内人口及び管内世帯数をみると、共に、支給水準が最も高い「1 級地の 1」（管内人口：約 3,373 万人、管内世帯数：約 1,600 万世帯）が最も多く、次いで「3 級地の 1」、「2 級地の 1」、「1 級地の 2」、「3 級地の 2」、「2 級地の 2」の順が多い。

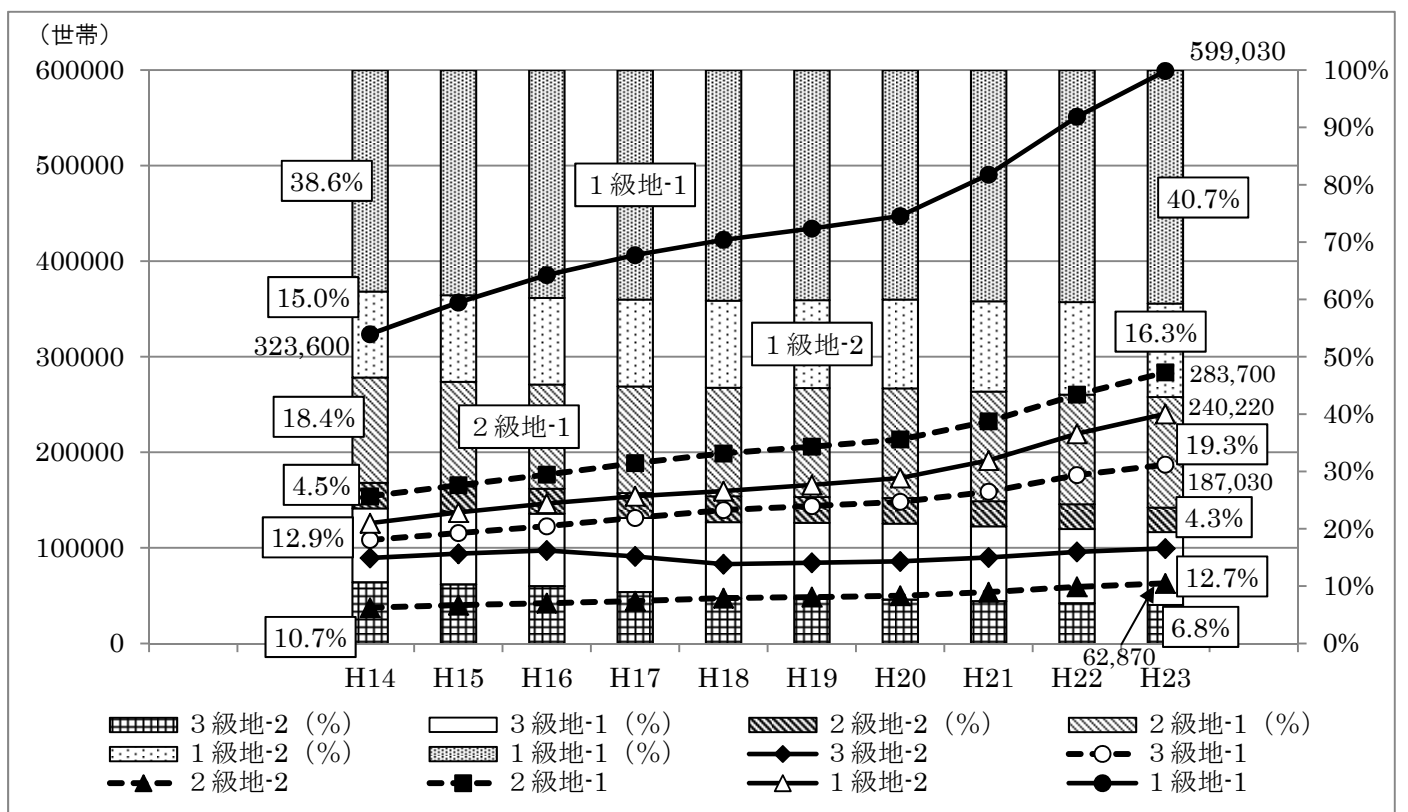
また、平成 14 年度から 24 年度までの推移をみると、支給水準が最も低い「3 級地の 2」のみ減少傾向（管内人口：約 2,110 万人→約 1,388 万人、管内世帯数：約 699 万世帯→約 531 万世帯）にあり、他の級地はいずれも増加傾向にある（以上、表 2 - (1) - イ - ⑰、⑱を参照）。



(注) 1 平成 14 年度から 23 年度までは厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、24 年度は「被保護者調査」による。
 2 各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ⑱ 級地別被保護世帯数の推移
 (ポイント)

平成 23 年度における級地別被保護世帯数の構成比をみると、構成比が最も高いのが「1 級地の 1」の 40.7%で、「1 級地の 2」の 16.3%と合わせて、1 級地管内の世帯数が全体の約 6 割を占めている。他方、3 級地の構成比は、「3 級地の 1」が 12.7%、「3 級地の 2」が 6.8%で、合わせても 2 割に届かない水準となっている。



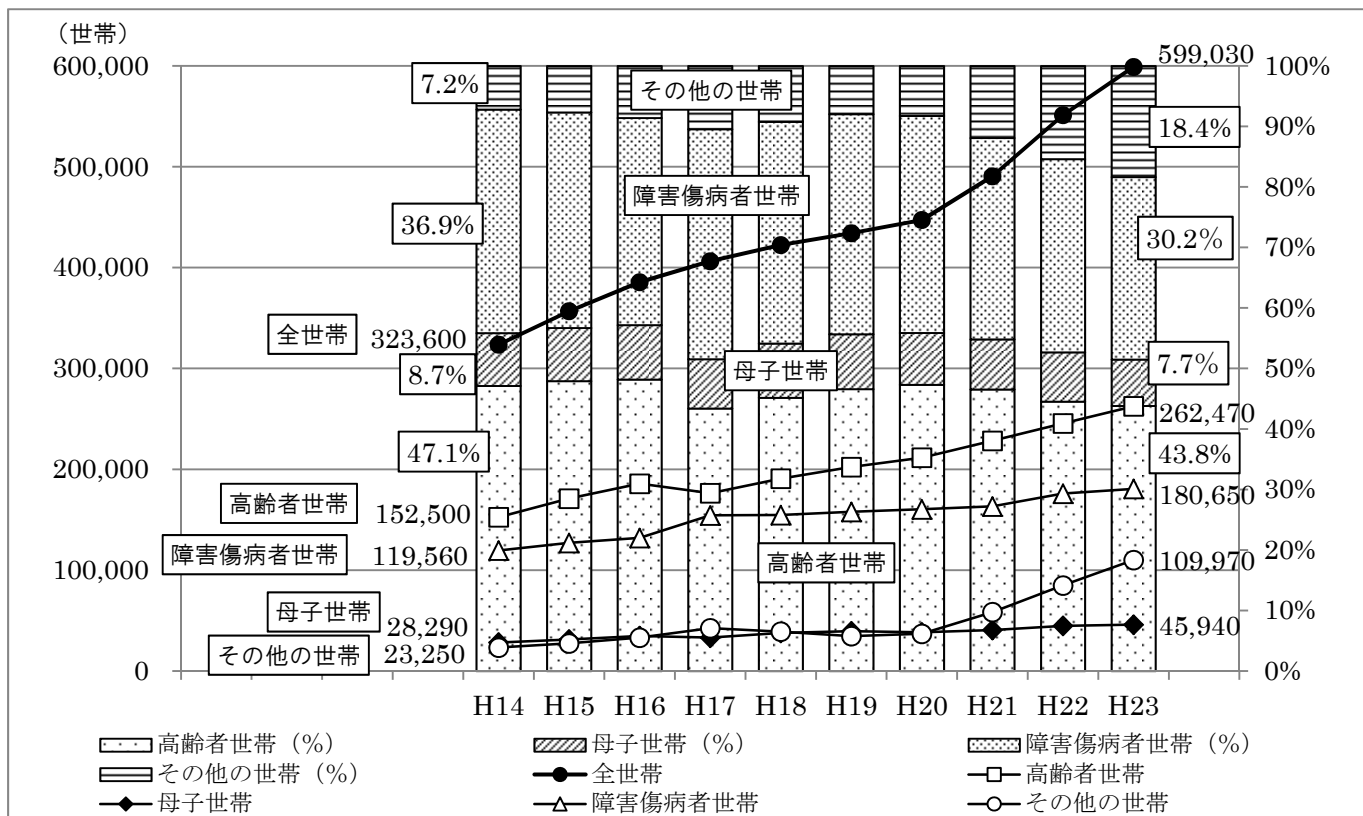
(注) 1 級地別被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が算出した。
 2 級地別世帯数は各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ㉔ - i 1 級地 - 1 における世帯類型別被保護世帯数の推移

(ポイント)

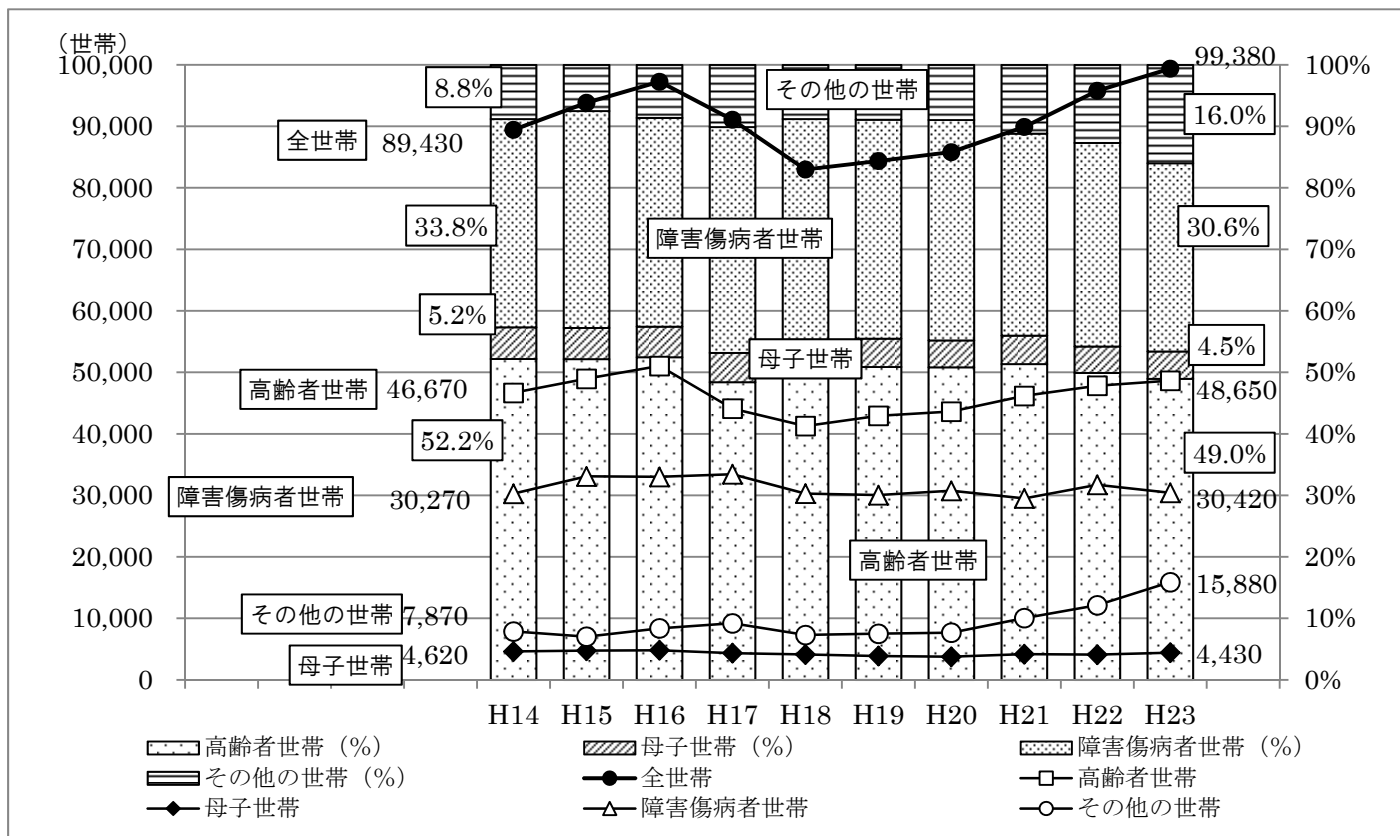
「1 級地の 1」における世帯類型別の被保護世帯数をみると、平成 23 年度で、「高齢者世帯」が約 26.2 万世帯、全体の約 43.8%と最も多く、次いで「障害傷病者世帯」(約 18.1 万世帯、約 30.2%)、「その他の世帯」(約 11.0 万世帯、約 18.4%)の順に多い。

また、平成 14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、「高齢者世帯」も約 1.7 倍 (15.3 万世帯→26.2 万世帯)に増加しているが、特に「その他の世帯」の増加が顕著で、世帯数が 14 年度の約 2.3 万世帯から約 4.7 倍に増加し、構成比も 14 年度の約 7.2%から 2.5 倍以上に上昇している。特に平成 20 年のリーマン・ショック以降の増加が顕著なものとなっている。



(注) 1 被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が算出した。
 2 級地別世帯数は各年度 7 月 31 日現在のものである。

表 2 - (1) - イ - ㉔ - ii 3級地-2における世帯類型別被保護世帯数の推移



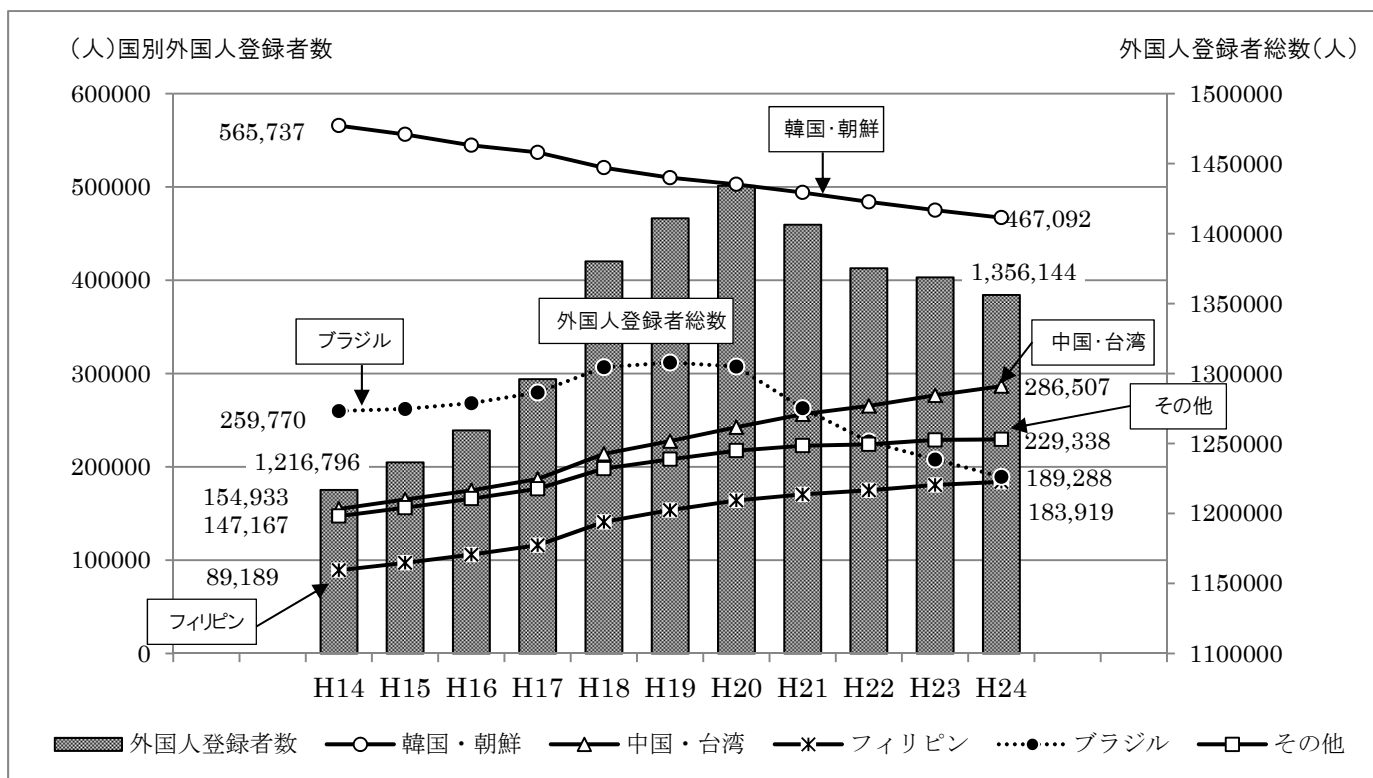
(注) 1 被保護世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」による。構成比率は同世帯数を基に当省が集計した。
 2 級地別世帯数は各年度7月31日現在のものである。

表 2 - (1) - ウ - ① 外国人登録者数（生活保護対象在留資格保有者数）の推移
（ポイント）

外国人登録者のうち生活保護の対象は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者及び認定難民の在留資格を有する者とされている。

これらの在留資格を保有する外国人登録者数は、平成 24 年度で約 135.6 万人となっており、リーマン・ショックがあった 20 年度以降減少傾向にある。

これを国籍別で見れば、「韓国・朝鮮」の国籍を有する者が最も多く約 46.7 万人で、全体の約 34.4% を占め、次いで「中国・台湾」の国籍を有する者（約 28.7 万人、全体の約 21.1%）が多い。

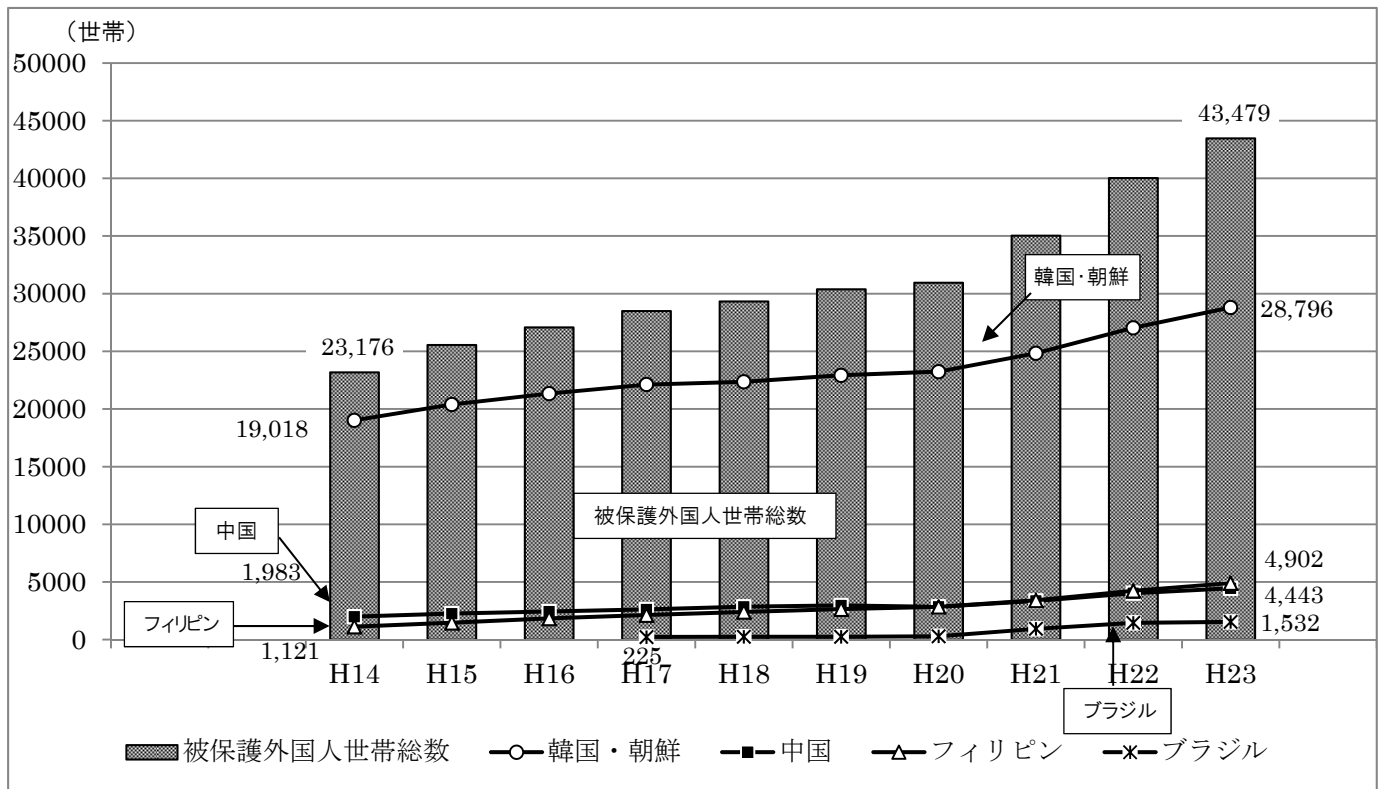


（注） 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。

表 2 - (1) - ウ - ② 被保護外国人世帯数の推移（世帯主の国籍別）
（ポイント）

生活保護を受給する被保護外国人世帯数は、平成 23 年度で約 4.3 万世帯あり、「韓国・朝鮮」の国籍を有する世帯が最も多く約 2.9 万世帯で、全体の約 66.2% を占めている。

また、被保護外国人世帯数の平成 14 年度から 23 年度までの間の推移をみると、生活保護対象の在留資格保有者の減少傾向とは逆に、その数は増加傾向（2.3 万世帯→4.3 万世帯）にあり、特にリーマン・ショックがあった 20 年度以降その傾向が顕著になっている。

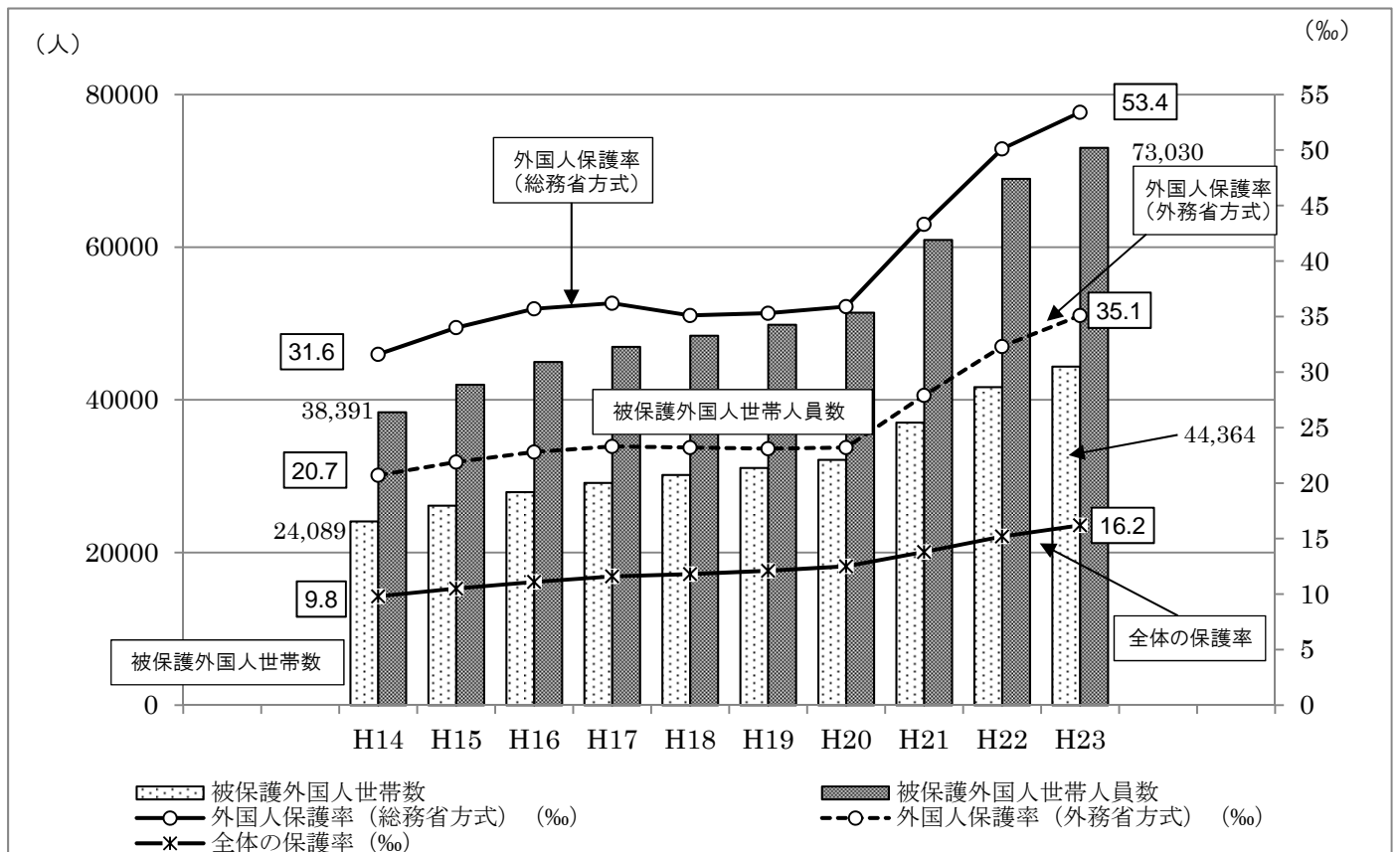


- (注) 1 「被保護外国人世帯総数」は、調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数であり、国籍別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯数である。
 2 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」(各年度7月31日現在)による。
 3 ブラジルについては、平成16年度以前の被保護世帯は不明である。

表2-①-ウ-③ 被保護外国人世帯数・世帯人員数、保護率の推移
(ポイント)

平成23年度の被保護外国人の保護率について、外務省が「人種差別撤廃条約」の政府報告の中で算定しているように、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を全外国人登録者数で除して算出する(外務省方式)と、その保護率は約35.1%となるが、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数を生活保護対象の在留資格を保有する外国人登録者数で除して算定する(総務省方式)と、その保護率は約53.4%と、日本人も含めた被保護者全体の保護率16.2%の約3.3倍の水準となる。

また、これら被保護外国人世帯に係る保護率について平成14年度から23年度までの推移をみると、総務省方式では14年度(約31.6%)の約1.7倍、外務省方式では14年度(約20.7%)の約1.7倍にそれぞれ増加しており、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



- (注) 1 「被保護外国人世帯人員数」は、厚生労働省「福祉行政報告例」の各年度の「日本国籍を有しない被保護世帯数及び被保護実人員、1か月平均別」における被保護実人員の総数の1か月平均である。
- 2 外国人保護率(総務省方式)は、外国人被保護世帯人員数を、法務省「在留外国人統計」における各年度の外国人登録者数のうち生活保護の対象となる在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民)の保有者数で除して算出したものである。
また、外国人保護率(外務省方式)は、外務省が「人種差別撤廃条約」の「政府報告」で算出している方式で算出したもので、外国人被保護世帯人員数を、法務省「在留外国人統計」における各年度の外国人登録者数で除して算出したものである。
- 3 全体の保護率は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報データベース」による(国籍に係らず被保護実人員全体の1か月平均人員数を総務省統計局「推計人口」(各年度10月1日現在の総人口)で除したもの)。

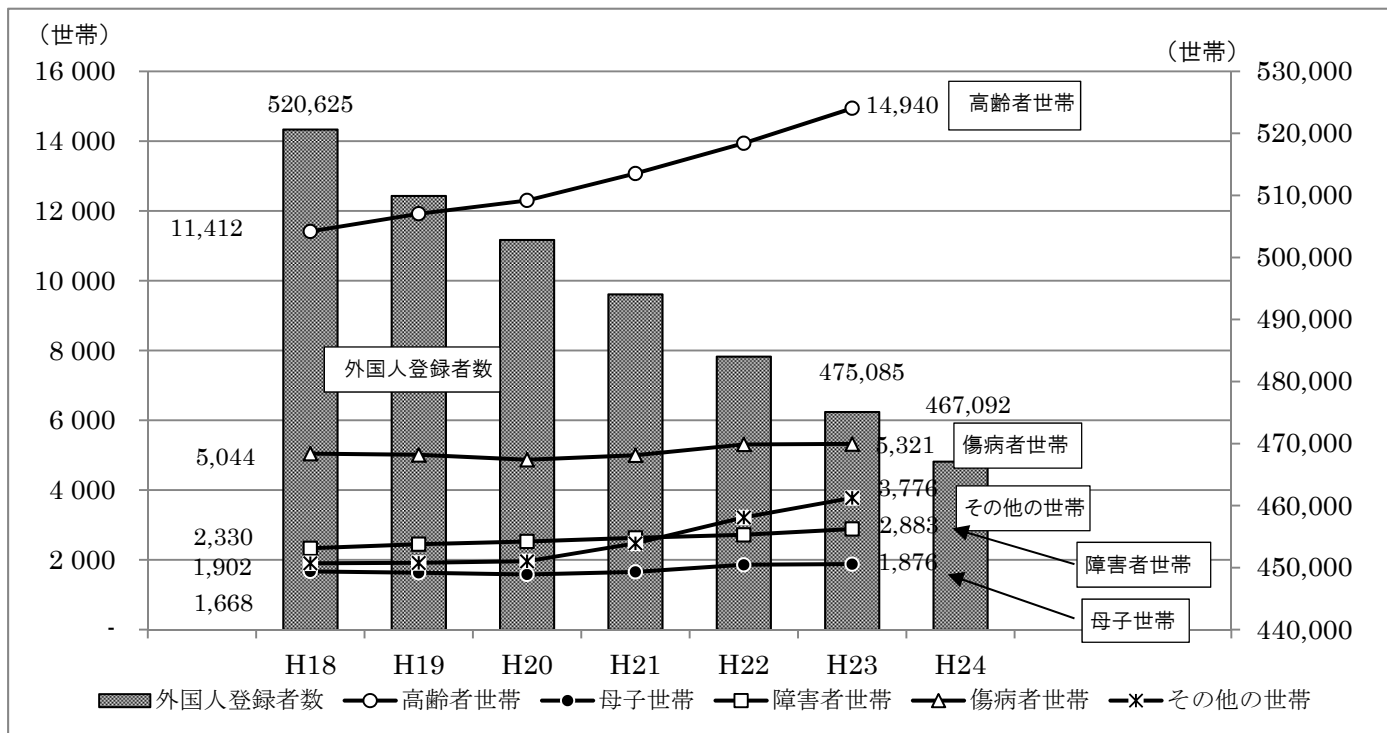
表2-(1)-ウ-④ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移(韓国・朝鮮)

(ポイント)

生活保護対象の在留資格保有者数は減少傾向(平成18年度約52.1万人、23年度約47.5万人、24年度約46.7万人)にある。

他方、被保護世帯数については、増加傾向にあり、最も多い「高齢者世帯」の増加(平成18年度約1.1万世帯、23年度約1.5万世帯)が顕著となっている。

また、「その他の世帯」についても増加しているが(平成18年度1,902世帯、23年度3,776世帯)、リーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



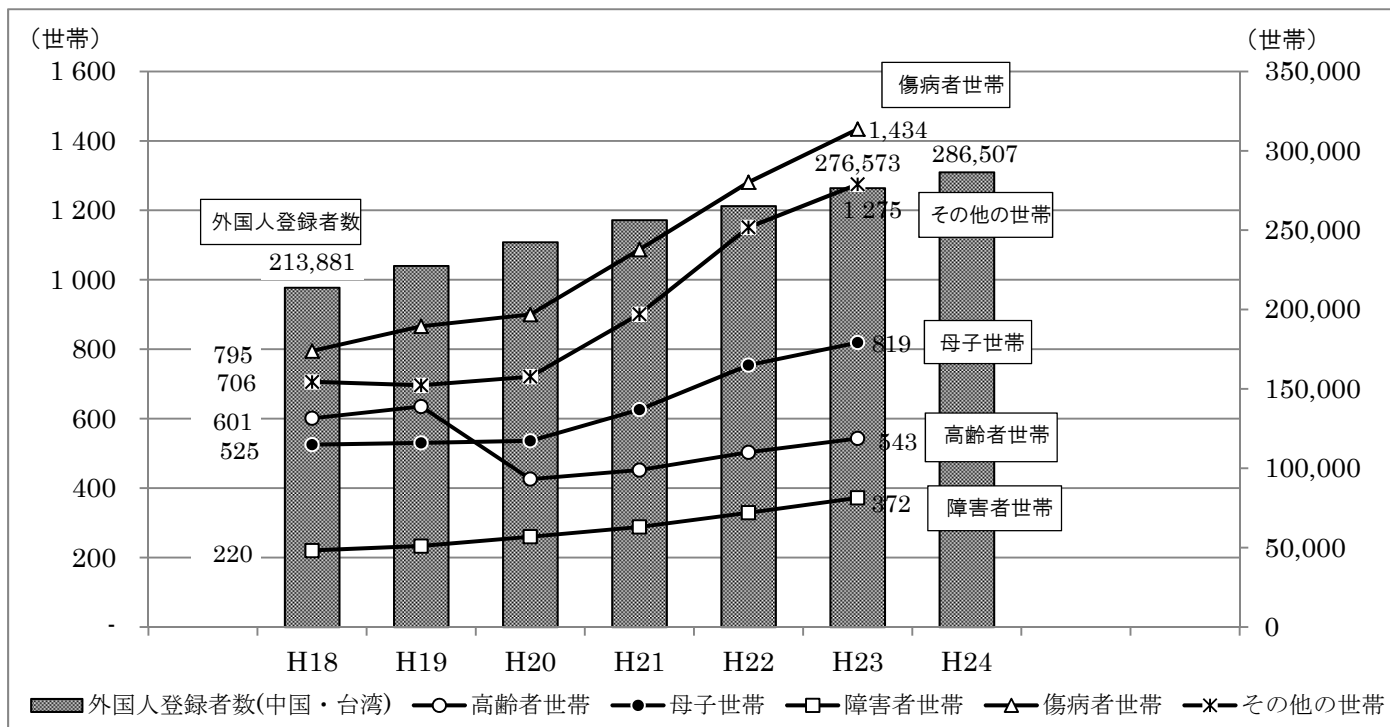
(注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表2-(1)-ウ-⑤ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（中国・台湾）

(ポイント)

生活保護対象の在留資格保有者数は増加傾向（平成18年度約21.4万人、23年度27.7万人、24年度28.7万人）にある。

被保護世帯数についても、増加傾向にあり、最も多い「傷病者世帯」の増加（平成18年度795世帯、23年度1,434世帯）と、「その他の世帯」の増加（18年度706世帯、23年度1,275世帯）が顕著で、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



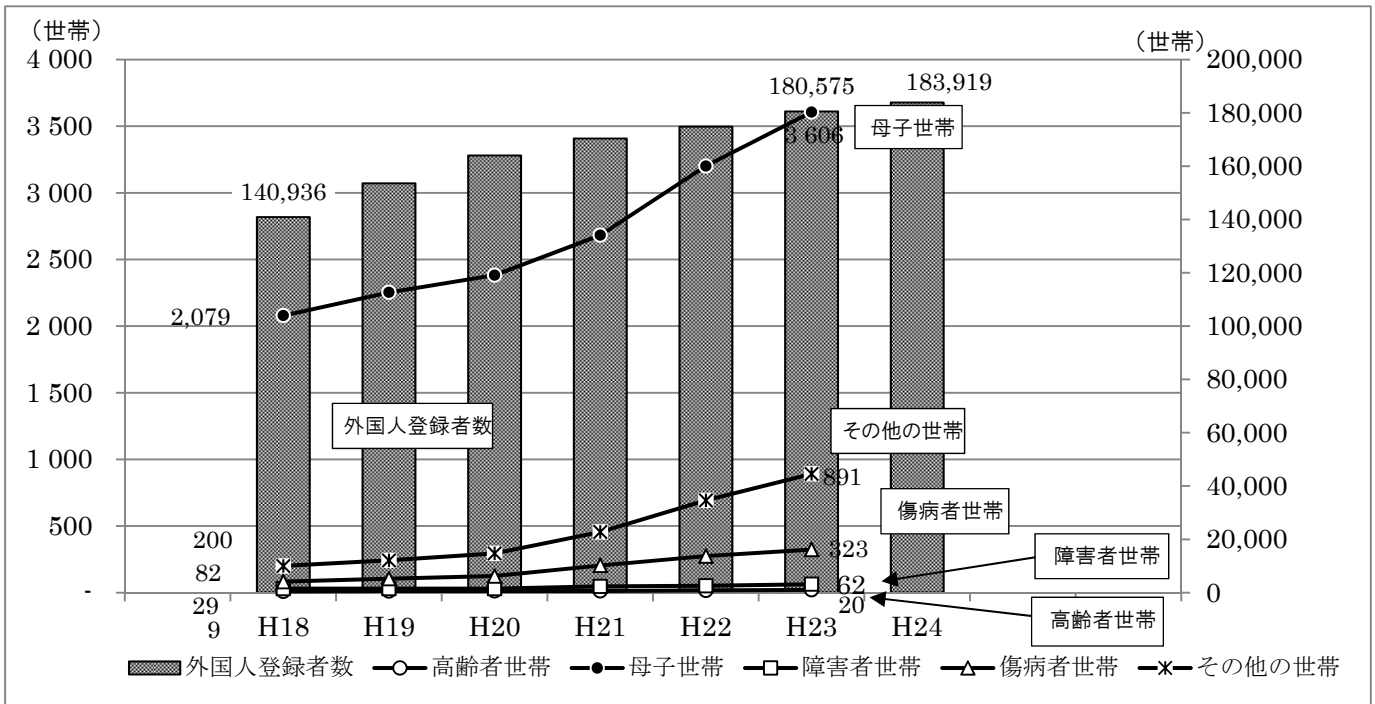
(注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留

- 資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
- 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表2-(1)-ウ-⑥ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（フィリピン）
（ポイント）

生活保護対象の在留資格保有者数は増加傾向（平成18年度約14.1万人、23年度18.1万人、24年度18.4万人）にある。

被保護世帯数についても、増加傾向にあり、最も多い「母子世帯」の増加（平成18年度2,079世帯、23年度3,606世帯）と、「その他の世帯」の増加（18年度200世帯、23年度891世帯）が顕著で、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。

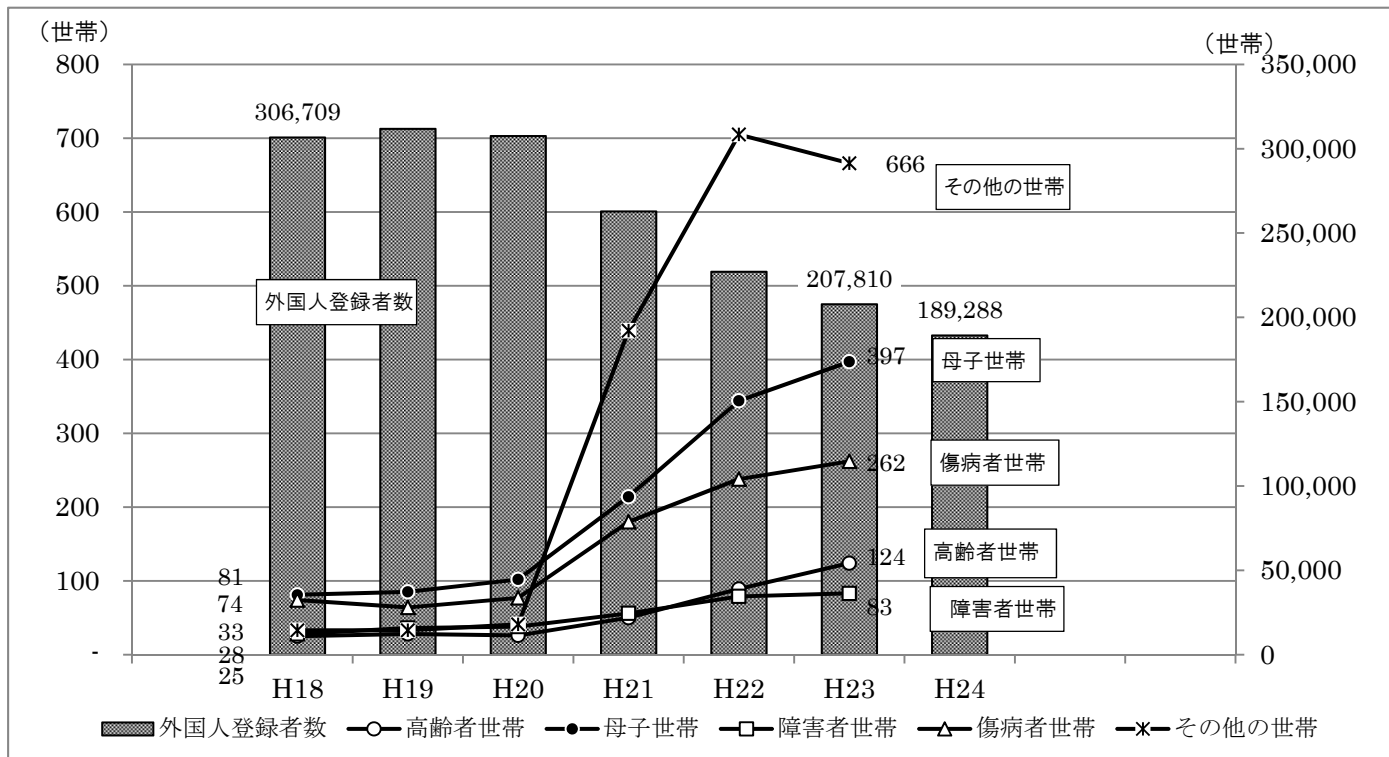


- (注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、本省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
- 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表2-(1)-ウ-⑦ 世帯類型別被保護外国人世帯数の推移（ブラジル）
（ポイント）

生活保護対象の在留資格保有者数は減少傾向（平成18年度約30.7万人、23年度約20.8万人、24年度約18.9万人）にある。

他方、被保護世帯数については、増加傾向にあり、最も多い「その他の世帯」の増加（平成18年度33世帯、23年度666世帯）が最も顕著で、特にリーマン・ショックがあった20年度以降の増加が極めて顕著になっている。このほか、「母子世帯」（18年度81世帯、23年度397世帯）や「障害者世帯」（18年度74世帯、23年度262世帯）も、リーマン・ショックがあった20年度以降の増加が顕著になっている。



(注) 1 「外国人登録者数」は、法務省「在留外国人統計」に基づき、当省が生活保護の対象となる在留資格保有者（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び認定難民）数を集計した。
 2 被保護外国人世帯数は、厚生労働省「被保護者全国一斉調査」（各年度7月31日現在）による（調査日現在、生活保護を適用される外国人が世帯主である被保護世帯数。国籍別・類型別外国人被保護世帯数は、世帯主の国籍により分類した世帯類型別世帯数である。）。

表 2 - (1) - エ - ① 「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」(平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課長通知)
「2 法第 63 条及び法第 78 条の適用状況」の「(2) 法第 78 条の適用状況」
において記載することとされている事項(抜粋)

厚生労働省は、「生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」(平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課長通知)において福祉事務所を設置する地方公共団体から提出を求めている「生活保護法施行事務監査の実施結果報告」に基づき、次のとおり、不正受給件数、不正受給金額、発見の契機、不正の内容等に関する情報を集計・分析している。

2 法第 63 条及び法第 78 条の適用状況

(2) 法第 78 条の適用状況

- ・ 福祉事務所名
- ・ 不正受給者の概要(ケース番号、世帯構成(注)、世帯類型、開始年月日、不正受給期間)
- ・ 発見の契機(種類、具体的内容)
- ・ 不正の内容(種類、具体的内容)
- ・ 措置状況(不正受給金額、必要経費、時効消滅金額、徴収決定額、分割徴収の適用の有無、行政措置(措置年月日)、法第 78 条適用年月日、ケース診断会議、告訴・告発等(告訴の年月日、告発の年月日、被害届の年月日、その他、検挙年月日)、結果の状況(審理中、刑確定年月日、不起訴)、是正改善前、是正改善後)
- ・ 備考(保護の停廃止等)

(注) 「世帯構成」には、世帯主及び世帯員のうち、法第 78 条の適用となった者及びその年齢が記載されている。

表 2-1(1)-I-② 不正受給件数の推移

不正受給件数は、平成14年度の8,204件から23年度には3万5,568件へと約4.3倍に増加している。

区分	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不正受給件数(件)	8,204	9,264	10,911	12,535	14,669	15,979	18,623	19,726	25,355	35,568
(指数)	100.0	112.9	133.0	152.8	178.8	194.8	227.0	240.4	309.1	433.5

(注) 1 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。
2 指数は平成14年度を100としたときの増減状況を示す。

表 2-1(1)-I-③ 不正受給金額の推移

不正受給金額は、平成14年度の53億6,065万円から23年度には173億1,299万円に約3.2倍に増加しており、不正受給1件当たりの不正受給金額については、49万円と14年度と比べ減少している。

区分	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
不正受給金額(千円)	5,360,659	5,853,929	6,203,506	7,192,788	8,978,492	9,182,994	10,617,982	10,214,704	12,874,256	17,312,999
(指数)	100.0	109.2	115.7	134.2	167.5	171.3	198.1	190.5	240.2	323.0
1件当たりの不正受給金額(千円)	653.4	631.9	568.6	573.8	612.1	574.7	570.2	517.8	507.8	486.8

(注) 1 厚生労働省資料に基づき当省が作成した。
2 指数は平成14年度を100としたときの増減状況を示す。

表2-1(1)-I-④ 発見の契機別不正受給件数の推移

平成24年度において、発見の契機が「照会・調査」とされている不正受給事案が3万7,278件（不正受給事案4万1,909件の88.9%）あり、次いで多いのが「通報・投書」の2,350件（同5.6%）となっている。

また、この「照会・調査」は、平成20年度の1万6,721件から3万7,278件と2.2倍に増加している。

区分	平成20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数
照会・調査	16,721	89.8%	100.0	17,621	89.3%	105.4	22,661	89.4%	135.5	31,966	89.9%	191.2	37,278	88.9%	222.9
通報・投書	1,163	6.2%	100.0	1,266	6.4%	108.9	1,452	5.7%	124.8	1,813	5.1%	155.9	2,350	5.6%	202.1
その他	739	4.0%	100.0	839	4.3%	113.5	1,242	4.9%	168.1	1,789	5.0%	242.1	2,281	5.4%	308.7
計	18,623	100.0%	100.0	19,726	100.0%	105.9	25,355	100.0%	136.1	35,568	100.0%	191.0	41,909	100.0%	225.0

(注) 1 社会・援護局関係主管課長会議資料による。

2 指数は、平成20年度を100としたときの増減状況を示す。

3 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-I-⑤ 不正の内容別不正受給件数の推移

平成24年度において、不正の内容が「稼働収入の無申告」とされている不正受給事案が1万9,671件（不正受給事案4万1,909件の46.9%）あり、次いで「各種年金等の無申告」の8,729件（同20.8%）、「稼働収入の過小申告」の4,461件（同10.6%）、「保険金等の無申告」の1,551件（同3.7%）の順で多いものとなっている。

また、この「稼働収入の無申告」は、平成20年度の1万486件から1万9,671件と1.9倍に増加し、「各種年金等の無申告」は2,667件から8,729件と3.3倍に増加している。

区分	平成20年度			21年度			22年度			23年度			24年度		
	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数	件数	割合	指数
稼働収入の無申告	10,486	56.3%	100.0	9,891	50.1%	94.3	11,026	43.5%	105.1	16,038	45.1%	152.9	19,671	46.9%	187.6
稼働収入の過小申告	2,029	10.9%	100.0	1,983	10.1%	97.7	2,055	8.1%	101.3	3,403	9.6%	167.7	4,461	10.6%	219.9
各種年金等の無申告	2,667	14.3%	100.0	4,022	20.4%	150.8	7,015	27.7%	263.0	8,821	24.8%	330.7	8,729	20.8%	327.3
保険金等の無申告	662	3.6%	100.0	742	3.8%	112.1	1,030	4.1%	155.6	1,325	3.7%	200.2	1,551	3.7%	234.3
預貯金等の無申告	354	1.9%	100.0	483	2.4%	136.4	556	2.2%	157.1	688	1.9%	194.4	778	1.9%	219.8
交通事故に係る収入の無申告	305	1.6%	100.0	292	1.5%	95.7	403	1.6%	132.1	527	1.5%	172.8	634	1.5%	207.9
その他	2,120	11.4%	100.0	2,313	11.7%	109.1	3,270	12.9%	154.2	4,766	13.4%	224.8	6,085	14.5%	287.0
計	18,623	100.0%	100.0	19,726	100.0%	105.9	25,355	100.0%	136.1	35,568	100.0%	191.0	41,909	100.0%	225.0

(注) 1 社会・援護局関係主管課長会議資料による。

2 指数は、平成20年度を100としたときの増減状況を示す。

表2-1(1)-1-E-1 クロス分析(不正の内容×発見の契機)の件数

平成24年度の不正受給事案6,683件のうち不正の内容等が不明なものを除く6,683件について、不正の内容が「稼働収入の過小申告」、「稼働収入の無申告」、「稼働収入の過小申告」及び「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」の事案における発見の契機は、それぞれ81.1%、84.8%、48.8%に当たる事案が課税調査により発見されたものとなり、「重複受給」については、66.7%に当たる事案が関係機関からの通報・照会により発見されたものとなっている。不正の内容がこれら以外のものについては、実施機関による発見が最も多い。また、これら推移を平成22年度から24年度まで間についてみると、

- i) 「課税調査による発見」かつ「稼働収入の無申告」又は「稼働収入の過小申告」に該当する不正受給事案は、1,849件(不正受給全体の42.7%)から3,251件(不正受給全体の48.7%)へと約1.8倍に増加している。
- ii) 「課税調査による発見」かつ「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」に該当する不正受給事案は、717件(不正受給全体の10.2%)へと約5%減少している。
- iii) 「関係機関からの通報・照会」かつ「重複受給」かつ「重複受給」による発見は、1件から6件と増加しているものの、「実施機関による発見」は5件から2件に減少しており全体として8件から9件とほとんど変化がない。
- iv) 「実施機関による発見」かつ「世帯員の増減、転居、無届」に該当する不正受給事案は、36件から44件へと約1.2倍に増加しているが、不正受給件数が約1.5倍に増加していることを考慮すると必ずしも多いとは言えない。

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過小申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
① 住民等からの通報・投書	39	3	0	1	3	5	3	4	10	11	1	1	12	4	97		
② 関係機関からの通報・照会	27	6	3	11	34	6	7	7	23	22	12	1	8	6	173		
③ 監査及び検査指摘	14	0	0	2	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	21		
④ 課税調査による発見	1,586	263	2	8	717	3	4	2	15	1	0	0	0	2	2,603		
⑤ 実施機関による発見	238	33	22	67	448	95	53	43	142	56	23	5	36	28	1,289		
⑥ その他	48	2	5	10	37	1	4	4	15	7	1	1	6	11	156		
計	1,952	307	32	99	1,242	111	72	64	205	97	37	8	62	51	4,339		
① 住民等からの通報・投書	57	7	2	6	16	4	2	8	26	16	4	0	3	4	151		
② 関係機関からの通報・照会	38	4	3	9	37	10	6	7	21	8	5	2	7	10	167		
③ 監査及び検査指摘	5	1	0	2	5	2	0	0	4	1	0	0	0	0	20		
④ 課税調査による発見	2,122	468	3	1	688	0	7	1	25	4	2	0	0	3	3,324		
⑤ 実施機関による発見	294	46	45	95	572	70	76	53	279	58	34	2	32	46	1,702		
⑥ その他	97	10	8	3	73	4	5	17	40	8	5	0	10	8	288		
計	2,613	536	61	116	1,391	86	96	86	395	95	50	4	52	71	5,652		
① 住民等からの通報・投書	97	14	2	2	10	4	4	15	27	17	2	0	10	5	209		
② 関係機関からの通報・照会	28	2	2	6	52	10	12	13	28	10	15	6	3	17	204		
③ 監査及び検査指摘	0	2	1	2	14	1	1	1	5	0	1	0	0	0	27		
④ 課税調査による発見	2,639	612	3	8	681	6	6	0	30	0	0	1	0	3	3,989		
⑤ 実施機関による発見	371	80	32	116	565	76	60	77	349	62	38	2	44	37	1,909		
⑥ その他	119	12	7	13	74	0	6	15	58	10	11	0	11	9	345		
計	3,254	722	47	147	1,396	97	89	120	497	99	67	9	68	71	6,683		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 各年度各発見の契機で最も件数の多い不正の内容を網羅した。

表2-1(1)-エ①-ii クロス分析(不正の内容×発見の契機)の割合(各年度の不正受給件数を100%)

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複給付	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
平成22年度	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.0%	0.3%	0.1%	0.1%	2.2%	
① 住民等からの通報・投書	0.6%	0.1%	0.0%	0.3%	0.8%	0.1%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	4.0%	
② 関係機関からの通報・照会	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	
③ 監査及び検査指摘	36.6%	6.1%	0.0%	0.2%	16.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	60.0%	
④ 課税調査による発見	5.5%	0.8%	0.5%	1.5%	10.3%	2.2%	1.2%	1.0%	3.3%	1.3%	0.5%	0.1%	0.8%	0.6%	0.0%	29.7%	
⑤ 実施機関による発見	1.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.9%	0.0%	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	3.6%	
⑥ その他	45.0%	7.1%	0.7%	2.3%	28.6%	2.6%	1.7%	1.5%	4.7%	2.2%	0.9%	0.2%	1.4%	1.2%	0.0%	100.0%	
計	1.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	2.7%	
23年度	0.7%	0.1%	0.1%	0.2%	0.7%	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	3.0%	
① 住民等からの通報・投書	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
② 関係機関からの通報・照会	37.5%	8.3%	0.1%	0.0%	12.2%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	58.8%	
③ 監査及び検査指摘	5.2%	0.8%	0.8%	1.7%	10.1%	1.2%	1.3%	0.9%	4.9%	1.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.8%	0.0%	30.1%	
④ 課税調査による発見	1.7%	0.2%	0.1%	0.1%	1.3%	0.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	5.1%	
⑤ 実施機関による発見	46.2%	9.5%	1.1%	2.1%	24.6%	1.5%	1.7%	1.5%	7.0%	1.7%	0.9%	0.1%	0.9%	1.3%	0.0%	100.0%	
⑥ その他	1.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	3.1%	
計	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.8%	0.1%	0.2%	0.2%	0.4%	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	3.1%	
24年度	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	
① 住民等からの通報・投書	39.5%	9.2%	0.0%	0.1%	10.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	59.7%	
② 関係機関からの通報・照会	5.6%	1.2%	0.5%	1.7%	8.5%	1.1%	0.9%	1.2%	5.2%	0.9%	0.6%	0.0%	0.7%	0.6%	0.0%	28.6%	
③ 監査及び検査指摘	1.8%	0.2%	0.1%	0.2%	1.1%	0.0%	0.1%	0.2%	0.9%	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	5.2%	
④ 課税調査による発見	48.7%	10.8%	0.7%	2.2%	20.9%	1.5%	1.3%	1.8%	7.4%	1.5%	1.0%	0.1%	1.0%	1.1%	0.0%	100.0%	
⑤ 実施機関による発見	計																

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-2(1)-エ-⑦-iii クロス分析(不正の内容×発見の契機)の割合(各年度の不正の内容の計を100%) (単位: %)

区分	稼働収入関係						稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金の無申告	D 任意保険金の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他					
平成22年度	① 住民等からの通報・投書	2.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.2%	4.5%	4.2%	6.3%	4.9%	11.3%	2.7%	12.5%	19.4%	7.8%	2.2%			
	② 関係機関からの通報・照会	1.4%	2.0%	9.4%	11.1%	2.7%	5.4%	9.7%	10.9%	11.2%	22.7%	32.4%	12.5%	12.9%	11.8%	4.0%			
	③ 監査及び検査指摘	0.7%	0.0%	0.0%	2.0%	0.2%	0.9%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%			
	④ 職務調査による発見	81.3%	85.7%	6.3%	8.1%	57.7%	2.7%	5.6%	3.1%	7.3%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	60.0%			
	⑤ 実施機関による発見	12.2%	10.7%	68.8%	67.7%	36.1%	85.6%	73.6%	67.2%	69.3%	57.7%	62.2%	62.5%	58.1%	54.9%	29.7%			
	⑥ その他	2.5%	0.7%	15.6%	10.1%	3.0%	0.9%	5.6%	12.5%	7.3%	2.7%	12.5%	9.7%	21.6%	3.6%				
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
23年度	① 住民等からの通報・投書	2.2%	1.3%	3.3%	5.2%	1.2%	0.0%	2.1%	9.3%	6.6%	16.8%	8.0%	0.0%	5.8%	5.6%	2.7%			
	② 関係機関からの通報・照会	1.5%	0.7%	4.9%	7.8%	2.7%	11.6%	6.3%	8.1%	5.3%	8.4%	10.0%	50.0%	13.5%	14.1%	3.0%			
	③ 監査及び検査指摘	0.2%	0.2%	0.0%	1.7%	0.4%	2.3%	0.0%	0.0%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%			
	④ 職務調査による発見	81.2%	87.3%	4.9%	0.9%	49.5%	0.0%	7.3%	1.2%	6.3%	4.2%	4.0%	0.0%	0.0%	4.2%	58.8%			
	⑤ 実施機関による発見	11.3%	8.6%	73.8%	81.9%	41.1%	81.4%	79.2%	61.6%	70.6%	61.1%	68.0%	50.0%	61.5%	64.8%	30.1%			
	⑥ その他	3.7%	1.9%	13.1%	2.6%	5.2%	4.7%	5.2%	19.8%	10.1%	8.4%	10.0%	0.0%	19.2%	11.3%	5.1%			
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
24年度	① 住民等からの通報・投書	3.0%	1.9%	4.3%	1.4%	0.7%	4.1%	4.5%	12.5%	5.4%	17.2%	3.0%	0.0%	14.7%	7.0%	3.1%			
	② 関係機関からの通報・照会	0.9%	0.3%	4.3%	4.1%	3.7%	10.3%	13.5%	10.8%	5.6%	10.1%	22.4%	66.7%	4.4%	23.9%	3.1%			
	③ 監査及び検査指摘	0.0%	0.3%	2.1%	1.4%	1.0%	1.0%	1.1%	0.0%	1.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%			
	④ 職務調査による発見	81.1%	84.8%	6.4%	5.4%	48.8%	6.2%	6.7%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	4.2%	59.7%			
	⑤ 実施機関による発見	11.4%	11.1%	68.1%	78.9%	40.5%	78.4%	67.4%	64.2%	70.2%	62.6%	56.7%	22.2%	64.7%	52.1%	28.6%			
	⑥ その他	3.7%	1.7%	14.9%	8.8%	5.3%	6.7%	6.7%	12.5%	11.7%	10.1%	16.4%	0.0%	16.2%	12.7%	5.2%			
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当事者が作成した。
 2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-2(1)-1-エ⑦-IV クロス分析(不正の内容×発見の契機)の指数

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
平成22年度	① 住民等からの通報・投書	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	② 関係機関からの通報・照会	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	③ 監査及び検査指摘	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
	④ 課税調査による発見	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	⑤ 実施機関による発見	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	⑥ その他	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
23年度	① 住民等からの通報・投書	146.2	233.3	-	600.0	533.3	0.0	66.7	200.0	260.0	145.5	400.0	0.0	25.0	100.0	155.7	
	② 関係機関からの通報・照会	140.7	66.7	100.0	81.8	108.8	166.7	85.7	100.0	91.3	36.4	41.7	200.0	87.5	166.7	96.5	
	③ 監査及び検査指摘	35.7	-	-	100.0	166.7	200.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	95.2
	④ 課税調査による発見	133.8	177.9	150.0	12.5	96.0	0.0	175.0	50.0	166.7	400.0	-	-	-	150.0	127.7	
	⑤ 実施機関による発見	123.5	139.4	204.5	141.8	127.7	73.7	143.4	123.3	196.5	103.6	147.8	40.0	88.9	164.3	132.0	
	⑥ その他	202.1	500.0	160.0	30.0	197.3	400.0	125.0	212.5	266.7	114.3	500.0	0.0	166.7	72.7	184.6	
計	133.9	174.6	190.6	117.2	112.0	77.5	133.3	134.4	192.7	97.9	135.1	50.0	83.9	139.2	130.3		
24年度	① 住民等からの通報・投書	248.7	466.7	-	200.0	333.3	80.0	133.3	375.0	270.0	154.5	200.0	0.0	83.3	125.0	215.5	
	② 関係機関からの通報・照会	103.7	33.3	66.7	54.5	152.9	166.7	171.4	185.7	121.7	45.5	125.0	600.0	37.5	283.3	117.9	
	③ 監査及び検査指摘	0.0	-	-	100.0	466.7	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	128.6
	④ 課税調査による発見	166.4	232.7	150.0	100.0	95.0	200.0	150.0	0.0	200.0	0.0	-	-	-	150.0	153.2	
	⑤ 実施機関による発見	155.9	242.4	145.5	173.1	126.1	80.0	113.2	179.1	245.8	110.7	165.2	40.0	122.2	132.1	148.1	
	⑥ その他	247.9	600.0	140.0	130.0	200.0	0.0	150.0	187.5	386.7	142.9	1,100.0	0.0	183.3	81.8	221.2	
計	166.7	235.2	146.9	148.5	112.4	87.4	123.6	187.5	242.4	102.1	181.1	112.5	109.7	139.2	154.0		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 平成22年度からの増加率が全体の増加率よりも低い箇所を網掛けした。

3 「-」はゼロ除算によるエラーを示す。

表2-1(1)-1-⑧ 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)に占める不正受給件数の推移

平成24年度の不正受給件数(6,693件)のうち、世帯類型等が不明なものを除く6,683件)における世帯類型別の不正受給件数(注)に占める不正受給件数の割合)は、高齢者世帯が1.1%(11万6,818世帯で1,264件)、母子世帯が5.5%(1万8,972世帯で1,050件)、障害者世帯が1.8%(2万9,708世帯で521件)、傷病者世帯が2.6%(4万9,885世帯で1,287件)、その他の世帯が5.1%(5万799世帯で2,561件)と、比較的就労阻害要因が少ない母子世帯及びその他の世帯での発生率が高い。また、この発生率の推移を平成22年度から24年度までの間についてみると、母子世帯は1.5ポイント増加している一方、高齢者世帯は0.2ポイントの増加にとどまっている。

(注)被保護世帯数は被保護者調査等からデータが把握できなかった福祉事務所について記載した。

区分	平成22年度			23年度			24年度		
	被保護世帯数	不正受給件数	割合	被保護世帯数	不正受給件数	割合	被保護世帯数	不正受給件数	割合
高齢者世帯	106,394	982	0.9%	111,783	1,237	1.1%	116,818	1,264	1.1%
母子世帯	18,409	739	4.0%	19,167	861	4.5%	18,972	1,050	5.5%
障害者世帯	26,917	321	1.2%	28,987	448	1.5%	29,708	521	1.8%
傷病者世帯	51,796	922	1.8%	53,995	1,083	2.0%	49,885	1,287	2.6%
その他世帯	42,215	1,375	3.3%	46,193	2,023	4.4%	50,079	2,561	5.1%
計	245,730	4,339	1.8%	260,125	5,652	2.2%	265,462	6,683	2.5%

(注) 1 被保護世帯数は、被保護者調査(平成23年度以前は社会福祉行政業務報告)又は生活保護法施行事務監査資料による。
 なお、同資料からデータが把握できなかった福祉事務所(平成22年度は98事務所、23年度は98事務所、24年度は99事務所)について作成した。
 2 不正受給件数は、監査実施結果報告書に基づき、世帯類型等が不明なものを除き、当省が作成した。

表 2-1-1-1-1 クロス分析（世帯類型×不正の内容）の件数

平成24年度における世帯類型ごとの不正の内容別不正受給件数についてみると、世帯主が就労指導の対象とならないとみられる高齢者世帯、障害者世帯、傷病者世帯についても、不正の内容に「稼働収入の無申告」があり、高齢者世帯で325件（同世帯での不正受給1,264件の25.7%）、障害者世帯で195件（同521件の37.4%）、傷病者世帯で613件（同1,287件の47.6%、）あり、その件数は22年度から24年度までの間に、それぞれ1.7倍、1.6倍、1.5倍に増加している。

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他（移送費等）	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他				
平成22年度	186	25	1	19	609	24	20	13	41	17	6	1	6	14	982			
高齢者世帯	519	89	5	12	32	12	6	7	32	6	7	0	7	5	739			
母子世帯	125	14	4	10	111	5	7	7	24	5	1	1	4	3	321			
障害者世帯	415	53	10	29	245	27	16	20	44	28	7	3	15	10	922			
傷病者世帯	707	126	12	29	245	43	23	17	64	41	16	3	30	19	1,375			
その他世帯	1,952	307	32	99	1,242	111	72	64	205	97	37	8	62	51	4,339			
計	303	36	7	27	642	31	28	22	98	16	5	1	7	14	1,237			
23年度	567	143	8	6	30	7	5	6	48	9	10	0	8	14	861			
高齢者世帯	173	34	6	14	138	2	15	10	36	7	6	0	4	3	448			
母子世帯	488	68	11	36	288	16	21	24	80	17	10	0	11	13	1,083			
障害者世帯	1,082	255	29	33	293	30	27	24	133	46	19	3	22	27	2,023			
傷病者世帯	2,613	536	61	116	1,391	86	96	86	395	95	50	4	52	71	5,652			
その他世帯	325	48	3	42	579	35	22	24	131	25	7	2	7	14	1,264			
計	687	185	2	16	35	10	10	10	50	11	13	0	12	9	1,050			
24年度	195	33	3	20	150	12	9	17	50	10	7	1	7	7	521			
高齢者世帯	613	92	17	33	303	10	18	34	101	16	10	2	20	18	1,287			
母子世帯	1,434	364	22	36	329	30	30	35	165	37	30	4	22	23	2,561			
障害者世帯	3,254	722	47	147	1,396	97	89	120	497	99	67	9	68	71	6,683			
傷病者世帯																		
その他世帯																		
計																		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 各年度各世帯類型で最も件数の多い不正の内容を網掛けした。

表2-1(1)-エ②-ii クロス分析(世帯類型×不正の内容)の割合(各年度の不正受給件数を100%)

(単位: %)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他			計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他				
平成22年度	高齢者世帯	4.3%	0.6%	0.0%	0.4%	14.0%	0.6%	0.5%	0.3%	0.9%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.3%	22.6%		
	母子世帯	12.0%	2.1%	0.1%	0.3%	0.7%	0.3%	0.1%	0.2%	0.7%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	17.0%		
	障害者世帯	2.9%	0.3%	0.1%	0.2%	2.6%	0.1%	0.2%	0.2%	0.6%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	7.4%		
	傷病者世帯	9.6%	1.2%	0.2%	0.7%	5.6%	0.6%	0.4%	0.5%	1.0%	0.6%	0.1%	0.3%	0.2%	0.2%	21.2%		
	その他世帯	16.3%	2.9%	0.3%	0.7%	5.6%	1.0%	0.5%	0.4%	1.5%	0.9%	0.1%	0.7%	0.4%	0.4%	31.7%		
計	45.0%	7.1%	0.7%	2.3%	28.6%	2.6%	1.7%	1.5%	4.7%	2.2%	0.9%	1.4%	0.2%	1.2%	100.0%			
23年度	高齢者世帯	5.4%	0.6%	0.1%	0.5%	11.4%	0.5%	0.4%	0.4%	1.7%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	21.9%		
	母子世帯	10.0%	2.5%	0.1%	0.1%	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.8%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	15.2%			
	障害者世帯	3.1%	0.6%	0.1%	0.2%	2.4%	0.0%	0.3%	0.2%	0.6%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	7.9%			
	傷病者世帯	8.6%	1.2%	0.2%	0.6%	5.1%	0.3%	0.4%	0.4%	1.4%	0.3%	0.0%	0.2%	0.2%	19.2%			
	その他世帯	19.1%	4.5%	0.5%	0.6%	5.2%	0.5%	0.4%	0.4%	2.4%	0.8%	0.3%	0.4%	0.2%	0.5%	35.8%		
計	46.2%	9.5%	1.1%	2.1%	24.6%	1.5%	1.7%	1.5%	7.0%	1.7%	0.9%	0.9%	0.1%	1.3%	100.0%			
24年度	高齢者世帯	4.9%	0.7%	0.0%	0.6%	8.7%	0.5%	0.3%	0.4%	2.0%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	18.9%		
	母子世帯	10.3%	2.8%	0.0%	0.2%	0.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.7%	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	15.7%			
	障害者世帯	2.9%	0.5%	0.0%	0.3%	2.2%	0.2%	0.1%	0.3%	0.7%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	7.8%			
	傷病者世帯	9.2%	1.4%	0.3%	0.5%	4.5%	0.1%	0.3%	0.5%	1.5%	0.2%	0.0%	0.3%	0.3%	19.3%			
	その他世帯	21.5%	5.4%	0.3%	0.5%	4.9%	0.4%	0.4%	0.5%	2.5%	0.6%	0.1%	0.3%	0.3%	38.3%			
計	48.7%	10.8%	0.7%	2.2%	20.9%	1.5%	1.3%	1.8%	7.4%	1.5%	1.0%	1.0%	0.1%	1.1%	100.0%			

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-エ③-iii クロス分析(世帯類型×不正の内容)の割合(各年度の各世帯類型の計を100%)

(単位: %)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他			
平成22年度	高齢者世帯	18.9%	2.5%	0.1%	1.9%	62.0%	2.4%	2.0%	1.3%	4.2%	1.7%	0.1%	0.6%	1.4%	100.0%		
	母子世帯	70.2%	12.0%	0.7%	1.6%	4.3%	1.6%	0.8%	0.9%	4.3%	0.8%	0.0%	0.9%	0.7%	100.0%		
	障害者世帯	38.9%	4.4%	1.2%	3.1%	34.6%	1.6%	2.2%	2.2%	7.5%	1.6%	0.3%	1.2%	0.9%	100.0%		
	傷病者世帯	45.0%	5.7%	1.1%	3.1%	26.6%	2.9%	1.7%	2.2%	4.8%	3.0%	0.3%	1.6%	1.1%	100.0%		
	その他世帯	51.4%	9.2%	0.9%	2.1%	17.8%	3.1%	1.7%	1.2%	4.7%	3.0%	0.2%	2.2%	1.4%	100.0%		
計	45.0%	7.1%	0.7%	2.3%	28.6%	2.6%	1.7%	1.5%	4.7%	2.2%	0.2%	1.4%	1.2%	100.0%			
23年度	高齢者世帯	24.5%	2.9%	0.6%	2.2%	51.9%	2.5%	2.3%	1.8%	7.9%	1.3%	0.1%	0.6%	1.1%	100.0%		
	母子世帯	65.9%	16.6%	0.9%	0.7%	3.5%	0.8%	0.6%	0.7%	5.6%	1.0%	0.0%	0.9%	1.6%	100.0%		
	障害者世帯	38.6%	7.6%	1.3%	3.1%	30.8%	0.4%	3.3%	2.2%	8.0%	1.6%	0.0%	0.9%	0.7%	100.0%		
	傷病者世帯	45.1%	6.3%	1.0%	3.3%	26.6%	1.5%	1.9%	2.2%	7.4%	1.6%	0.0%	1.0%	1.2%	100.0%		
	その他世帯	53.5%	12.6%	1.4%	1.6%	14.5%	1.5%	1.3%	1.2%	6.6%	2.3%	0.1%	1.1%	1.3%	100.0%		
計	46.2%	9.5%	1.1%	2.1%	24.6%	1.5%	1.7%	1.5%	7.0%	1.7%	0.1%	0.9%	1.3%	100.0%			
24年度	高齢者世帯	25.7%	3.8%	0.2%	3.3%	45.8%	2.8%	1.7%	1.9%	10.4%	2.0%	0.2%	0.6%	1.1%	100.0%		
	母子世帯	65.4%	17.6%	0.2%	1.5%	3.3%	1.0%	1.0%	1.0%	4.8%	1.0%	0.0%	1.1%	0.9%	100.0%		
	障害者世帯	37.4%	6.3%	0.6%	3.8%	28.8%	2.3%	1.7%	3.3%	9.6%	1.9%	0.2%	1.3%	1.3%	100.0%		
	傷病者世帯	47.6%	7.1%	1.3%	2.6%	23.5%	0.8%	1.4%	2.6%	7.8%	1.2%	0.2%	1.6%	1.4%	100.0%		
	その他世帯	56.0%	14.2%	0.9%	1.4%	12.8%	1.2%	1.2%	1.4%	6.4%	1.4%	0.2%	0.9%	0.9%	100.0%		
計	48.7%	10.8%	0.7%	2.2%	20.9%	1.5%	1.3%	1.8%	7.4%	1.5%	0.1%	1.0%	1.1%	100.0%			

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-1-1-iv クロス分析（世帯類型×不正の内容）の指数

（単位：件）

区分	稼働収入関係			稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他			計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他（移送費等）	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他				
平成22年度	高齢者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	母子世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	障害者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	傷病者世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23年度	高齢者世帯	162.9	144.0	700.0	142.1	105.4	129.2	140.0	169.2	239.0	94.1	83.3	100.0	116.7	100.0	126.0	126.0	126.0
	母子世帯	109.2	160.7	160.0	50.0	93.8	58.3	83.3	85.7	150.0	150.0	142.9	—	114.3	280.0	116.5	116.5	
	障害者世帯	138.4	242.9	150.0	140.0	124.3	40.0	214.3	142.9	150.0	140.0	600.0	0.0	100.0	100.0	139.6	139.6	
	傷病者世帯	117.6	128.3	110.0	124.1	117.6	59.3	131.3	120.0	181.8	60.7	142.9	0.0	73.3	130.0	117.5	117.5	
計	153.0	202.4	241.7	113.8	119.6	69.8	117.4	141.2	207.8	112.2	118.8	100.0	73.3	142.1	147.1	147.1		
24年度	高齢者世帯	133.9	174.6	190.6	117.2	112.0	77.5	133.3	134.4	192.7	97.9	135.1	50.0	83.9	139.2	130.3	130.3	
	母子世帯	174.7	192.0	300.0	221.1	95.1	145.8	110.0	184.6	319.5	147.1	116.7	200.0	116.7	100.0	128.7	128.7	
	障害者世帯	132.4	207.9	40.0	133.3	109.4	83.3	166.7	142.9	156.3	183.3	185.7	—	171.4	180.0	142.1	142.1	
	傷病者世帯	156.0	235.7	75.0	200.0	135.1	240.0	128.6	242.9	208.3	200.0	700.0	100.0	175.0	233.3	162.3	162.3	
計	202.8	288.9	183.3	124.1	134.3	69.8	130.4	205.9	229.5	57.1	142.9	66.7	133.3	180.0	139.6	139.6		
計	166.7	235.2	146.9	148.5	112.4	87.4	123.6	187.5	257.8	90.2	187.5	133.3	73.3	121.1	186.3	186.3		
計	166.7	235.2	146.9	148.5	112.4	87.4	123.6	187.5	242.4	102.1	181.1	112.5	109.7	139.2	154.0	154.0		

(注) 1 生活保護法施行事務監査の実施結果報告に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 平成22年度からの増加率が全体の増加率よりも低い箇所を網掛けした。

3 「-」はゼロ除算によるエラーを示す。

表2-1(1)-1-1⑩ 年齢階層別被保護者数に占める不正受給件数の推移

平成24年度の不正受給件数(6,693件)のうち、不正受給者の年齢等が不明なものを除く6,466件)における年齢階層別の不正受給件数の割合は、「20歳以上30歳未満」が3.0%(1万1,502人で341件)、「40歳以上50歳未満」が2.8%(4万1,283人で1,157件)及び「30歳以上40歳未満」が2.8%(2万4,513人で675件)等である一方、「80歳以上」が0.5%(3万7,800人で177件)と年齢階層による一定の差がみられた。

また、この発生率の推移を平成22年度から24年度までの間についてみると、「30歳以上40歳未満」は0.7ポイント増加し、次いで「50歳以上60歳未満」が0.6ポイント増加している一方、「70歳以上80歳未満」及び「80歳以上」は0.1ポイント減少している。

(注) 被保護者数は被保護者調査等からデータが把握できた福祉事務所について記載した。

区分	平成22年度			23年度			24年度		
	被保護者数	不正受給件数	割合	被保護者数	不正受給件数	割合	被保護者数	不正受給件数	割合
20歳未満	45,451	415	0.9%	48,686	483	1.0%	54,421	677	1.2%
20歳以上30歳未満	8,883	240	2.7%	10,062	284	2.8%	11,502	341	3.0%
30歳以上40歳未満	21,010	434	2.1%	22,489	540	2.4%	24,513	675	2.8%
40歳以上50歳未満	30,993	735	2.4%	35,129	1,055	3.0%	41,283	1,157	2.8%
50歳以上60歳未満	44,862	607	1.4%	46,571	835	1.8%	52,707	1,043	2.0%
60歳以上70歳未満	74,613	1,170	1.6%	80,750	1,552	1.9%	92,803	1,792	1.9%
70歳以上80歳未満	61,746	562	0.9%	66,754	648	1.0%	79,385	604	0.8%
80歳以上	27,481	156	0.6%	29,833	179	0.6%	37,800	177	0.5%
計	315,039	4,319	1.4%	340,274	5,576	1.6%	394,414	6,466	1.6%

(注) 1 被保護者調査(平成23年度以前は被保護者全国一斉調査)による。なお、同資料からデータが把握できなかった福祉事務所(平成22年度は90事務所、23年度は92事務所、24年度は97事務所)について作成した。

2 不正受給件数については、監査実施結果報告書に基づき、不正受給者の年齢等が不明なものを除き、当省が作成した。

表2-1(1)-E-⑩-i クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の件数

平成24年度における年齢構成ごとの不正の内容別不正受給件数については「稼働収入の無申告」が半数以上を占めている一方、60歳以上の年齢層については「各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告」が40%以上で最も多い。

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係						扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、転居、無届	N その他			
20歳未満	362	26	0	1	3	1	1	1	3	3	9	0	2	3	415		
20歳以上30歳未満	167	24	1	3	12	5	4	2	13	5	0	0	1	3	240		
30歳以上40歳未満	254	55	7	9	21	13	2	3	29	11	9	3	10	8	434		
40歳以上50歳未満	414	83	9	21	49	23	12	17	48	25	7	2	16	9	735		
50歳以上60歳未満	345	64	9	24	47	18	16	14	31	15	2	1	16	5	607		
60歳以上70歳未満	285	63	5	28	620	31	16	17	51	20	8	1	15	10	1,170		
70歳以上80歳未満	106	10	1	9	352	15	14	5	28	6	2	1	2	11	562		
80歳以上	7	1	0	6	118	4	5	4	6	4	0	0	0	1	156		
計	1,940	326	32	101	1,222	110	70	63	209	89	37	8	62	50	4,319		
20歳未満	404	51	1	1	3	3	1	2	3	0	10	0	1	3	483		
20歳以上30歳未満	178	26	5	0	17	4	2	0	25	8	6	2	7	4	284		
30歳以上40歳未満	299	69	12	12	27	8	9	6	53	16	8	0	11	10	540		
40歳以上50歳未満	617	161	18	20	51	14	12	17	82	21	10	1	12	19	1,055		
50歳以上60歳未満	445	118	9	28	81	13	19	19	64	17	7	0	8	7	835		
60歳以上70歳未満	433	90	14	33	758	20	32	22	99	17	7	1	7	19	1,552		
70歳以上80歳未満	168	18	0	18	320	18	14	13	57	11	2	0	3	6	648		
80歳以上	20	3	1	4	116	7	7	2	15	2	0	0	1	1	179		
計	2,564	536	60	116	1,373	87	96	81	398	92	50	4	50	69	5,576		
20歳未満	587	59	0	0	5	0	1	1	7	0	7	0	7	3	677		
20歳以上30歳未満	241	49	2	2	8	2	1	4	13	2	4	0	6	7	341		
30歳以上40歳未満	363	121	3	14	32	12	8	16	66	13	12	2	9	4	675		
40歳以上50歳未満	676	189	11	24	54	17	10	18	97	21	14	1	14	11	1,157		
50歳以上60歳未満	572	152	19	29	62	16	23	27	84	23	10	2	10	14	1,043		
60歳以上70歳未満	528	136	6	41	819	23	21	33	125	16	11	2	17	14	1,792		
70歳以上80歳未満	149	22	1	29	252	20	16	9	74	17	4	1	5	5	604		
80歳以上	37	1	0	4	86	6	5	2	24	2	2	1	2	5	177		
計	3,153	729	42	143	1,318	96	85	110	490	94	64	9	70	63	6,466		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。
 2 一の不不正受給事案に複数の不正受給者がいる場合があることから、上記分類の不正受給事案が不正受給件数を上回ることがある。
 3 各年度各世帯類型で最も件数の多い不正の内容を網掛けした。

表2-1-1-エ-①-ii クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の割合(各年度の不正受給件数を100%)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無届	N その他				
平成22年度	20歳未満	8.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	9.6%
	20歳以上30歳未満	3.9%	0.6%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	5.6%
	30歳以上40歳未満	5.9%	1.3%	0.2%	0.2%	0.5%	0.3%	0.0%	0.1%	0.7%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	10.0%
	40歳以上50歳未満	9.6%	1.9%	0.2%	0.5%	1.1%	0.5%	0.3%	0.4%	1.1%	0.6%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	17.0%
	50歳以上60歳未満	8.0%	1.5%	0.2%	0.6%	1.1%	0.4%	0.4%	0.3%	0.7%	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	14.1%
	60歳以上70歳未満	6.6%	1.5%	0.1%	0.6%	14.4%	0.7%	0.4%	0.4%	1.2%	0.5%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	27.1%
	70歳以上80歳未満	2.5%	0.2%	0.0%	0.2%	8.2%	0.3%	0.3%	0.1%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	13.0%
	80歳以上	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	2.7%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%
計	44.9%	7.5%	0.7%	2.3%	28.3%	2.5%	1.6%	1.5%	4.8%	2.1%	0.2%	1.4%	1.2%	0.9%	0.2%	1.4%	100.0%	
23年度	20歳未満	7.2%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	8.7%
	20歳以上30歳未満	3.2%	0.5%	0.1%	0.0%	0.3%	0.1%	0.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	5.1%
	30歳以上40歳未満	5.4%	1.2%	0.2%	0.2%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	1.0%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	9.7%
	40歳以上50歳未満	11.1%	2.9%	0.3%	0.4%	0.9%	0.3%	0.2%	0.2%	1.5%	0.4%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	18.9%
	50歳以上60歳未満	8.0%	2.1%	0.2%	0.5%	1.5%	0.2%	0.3%	0.3%	1.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	15.0%
	60歳以上70歳未満	7.8%	1.6%	0.3%	0.6%	13.6%	0.4%	0.6%	0.4%	1.8%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.3%	27.8%
	70歳以上80歳未満	3.0%	0.3%	0.0%	0.3%	5.7%	0.3%	0.3%	0.2%	1.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	11.6%
	80歳以上	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	2.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%
計	46.0%	9.6%	1.1%	2.1%	24.6%	1.6%	1.7%	1.5%	7.1%	1.6%	0.1%	0.9%	1.2%	0.9%	0.1%	0.9%	100.0%	
24年度	20歳未満	9.1%	0.9%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.5%
	20歳以上30歳未満	3.7%	0.8%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	5.3%
	30歳以上40歳未満	5.6%	1.9%	0.0%	0.2%	0.5%	0.2%	0.1%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	10.4%
	40歳以上50歳未満	10.5%	2.9%	0.2%	0.4%	0.8%	0.3%	0.3%	1.5%	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	17.9%
	50歳以上60歳未満	8.8%	2.4%	0.3%	0.4%	1.0%	0.2%	0.4%	1.3%	0.4%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	16.1%
	60歳以上70歳未満	8.2%	2.1%	0.1%	0.6%	12.7%	0.4%	0.3%	0.5%	1.9%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.3%	27.7%
	70歳以上80歳未満	2.3%	0.3%	0.0%	0.4%	3.9%	0.3%	0.2%	0.1%	1.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	9.3%
	80歳以上	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	1.3%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	2.7%
計	48.8%	11.3%	0.6%	2.2%	20.4%	1.5%	1.3%	1.7%	7.6%	1.5%	0.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.1%	1.1%	100.0%	

(注) 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

表2-1(1)-E-①-iii クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の割合(各年度の年齢階層の計を100%)

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				その他		計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故の補償に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無居	N その他				
平成22年度	20歳未満	87.2%	6.3%	0.0%	0.2%	0.7%	0.2%	0.2%	0.2%	0.7%	0.7%	0.0%	0.5%	0.7%	0.0%	0.7%	100.0%	
	20歳以上30歳未満	69.6%	10.0%	0.4%	1.3%	5.0%	2.1%	1.7%	0.8%	5.4%	2.1%	0.0%	0.4%	1.3%	0.0%	0.4%	100.0%	
	30歳以上40歳未満	58.5%	12.7%	1.6%	2.1%	4.8%	3.0%	0.5%	0.7%	6.7%	2.5%	2.1%	2.3%	1.8%	0.7%	2.3%	100.0%	
	40歳以上50歳未満	56.3%	11.3%	1.2%	2.9%	6.7%	3.1%	1.6%	2.3%	6.5%	3.4%	1.0%	2.2%	2.2%	0.3%	2.2%	100.0%	
	50歳以上60歳未満	56.8%	10.5%	1.5%	4.0%	7.7%	3.0%	2.6%	2.3%	5.1%	2.5%	0.3%	2.6%	2.6%	0.2%	2.6%	100.0%	
	60歳以上70歳未満	24.4%	5.4%	0.4%	2.4%	53.0%	2.6%	1.4%	1.5%	4.4%	1.7%	0.7%	0.1%	1.3%	0.9%	0.9%	100.0%	
	70歳以上80歳未満	18.9%	1.8%	0.2%	1.6%	62.6%	2.7%	2.5%	0.9%	5.0%	1.1%	0.4%	0.2%	0.4%	2.0%	0.4%	100.0%	
	80歳以上	4.5%	0.6%	0.0%	3.8%	75.6%	2.6%	3.2%	2.6%	3.8%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%	100.0%	
計	44.9%	7.5%	0.7%	2.3%	28.3%	2.5%	1.6%	1.5%	4.8%	2.1%	0.9%	0.2%	1.4%	0.2%	1.4%	100.0%		
23年度	20歳未満	83.6%	10.6%	0.2%	0.2%	0.6%	0.6%	0.2%	0.4%	0.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.6%	0.0%	0.2%	100.0%	
	20歳以上30歳未満	62.7%	9.2%	1.8%	0.0%	6.0%	1.4%	0.7%	0.0%	8.8%	2.8%	0.7%	2.5%	1.4%	0.7%	2.5%	100.0%	
	30歳以上40歳未満	55.4%	12.8%	2.2%	2.2%	5.0%	1.7%	1.1%	1.1%	9.8%	3.0%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	2.0%	100.0%	
	40歳以上50歳未満	58.5%	15.3%	1.7%	1.9%	4.8%	1.3%	1.1%	1.6%	7.8%	2.0%	0.1%	1.1%	1.8%	0.1%	1.8%	100.0%	
	50歳以上60歳未満	53.3%	14.1%	1.1%	3.4%	9.7%	1.6%	2.3%	2.3%	7.7%	2.0%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%	0.8%	100.0%	
	60歳以上70歳未満	27.9%	5.8%	0.9%	2.1%	48.8%	1.3%	2.1%	1.4%	6.4%	1.1%	0.5%	0.1%	0.5%	0.1%	0.5%	100.0%	
	70歳以上80歳未満	25.9%	2.8%	0.0%	2.8%	49.4%	2.8%	2.2%	2.0%	8.8%	1.7%	0.3%	0.0%	0.5%	0.3%	0.9%	100.0%	
	80歳以上	11.2%	1.7%	0.6%	2.2%	64.8%	3.9%	3.9%	1.1%	8.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.6%	100.0%	
計	46.0%	9.6%	1.1%	2.1%	24.6%	1.6%	1.7%	1.5%	7.1%	1.6%	0.9%	0.1%	0.9%	0.1%	0.9%	100.0%		
24年度	20歳未満	86.7%	8.7%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.1%	0.1%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.4%	100.0%	
	20歳以上30歳未満	70.7%	14.4%	0.6%	0.6%	2.3%	0.6%	0.3%	1.2%	3.8%	0.6%	0.0%	1.8%	2.1%	0.0%	2.1%	100.0%	
	30歳以上40歳未満	53.8%	17.9%	0.4%	2.1%	4.7%	1.8%	1.2%	2.4%	9.8%	1.9%	0.3%	1.3%	0.6%	0.3%	0.6%	100.0%	
	40歳以上50歳未満	58.4%	16.3%	1.0%	2.1%	4.7%	1.5%	0.9%	1.6%	8.4%	1.8%	0.1%	1.2%	1.0%	0.1%	1.0%	100.0%	
	50歳以上60歳未満	54.8%	14.6%	1.8%	2.8%	5.9%	1.5%	2.6%	2.6%	8.1%	2.2%	1.0%	1.0%	1.3%	0.2%	1.3%	100.0%	
	60歳以上70歳未満	29.5%	7.6%	0.3%	2.3%	45.7%	1.3%	1.2%	1.8%	7.0%	0.9%	0.1%	0.9%	0.8%	0.1%	0.8%	100.0%	
	70歳以上80歳未満	24.7%	3.6%	0.2%	4.8%	41.7%	3.3%	2.6%	1.5%	12.3%	2.8%	0.7%	0.2%	0.8%	0.2%	0.8%	100.0%	
	80歳以上	20.9%	0.6%	0.0%	2.3%	48.6%	3.4%	2.8%	1.1%	13.6%	1.1%	1.1%	0.6%	1.1%	0.6%	1.1%	100.0%	
計	48.8%	11.3%	0.6%	2.2%	20.4%	1.5%	1.3%	1.7%	7.6%	1.5%	1.0%	0.1%	1.1%	0.1%	1.1%	100.0%		

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、計が100にならない場合がある。

表2-1(1)-エ-①-iv クロス分析(不正受給者の年齢×不正の内容)の指数

区分	稼働収入関係				稼働収入以外の収入関係							扶助費の不正				計
	A 稼働収入の無申告	B 稼働収入の過少申告	C 労災補償金等の無申告	D 任意保険金等の無申告	E 各種年金及び福祉各法に基づき給付の無申告	F 預貯金等の無申告	G 資産収入の無申告	H 交通事故に係る収入の無申告	I その他	J 住宅扶助	K その他(移送費等)	L 重複受給	M 世帯員の増減、無転居、無届	N その他		
20歳未満	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	
20歳以上30歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	
30歳以上40歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
40歳以上50歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
50歳以上60歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
60歳以上70歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
70歳以上80歳未満	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
80歳以上	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	100.0	100.0	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
20歳未満	111.6	196.2	-	100.0	100.0	300.0	100.0	200.0	100.0	0.0	111.1	-	50.0	100.0	116.4	
20歳以上30歳未満	106.6	108.3	500.0	0.0	141.7	80.0	50.0	0.0	192.3	160.0	-	-	700.0	133.3	118.3	
30歳以上40歳未満	117.7	125.5	171.4	133.3	128.6	61.5	450.0	200.0	182.8	145.5	88.9	0.0	110.0	125.0	124.4	
40歳以上50歳未満	149.0	194.0	200.0	95.2	104.1	60.9	100.0	100.0	170.8	84.0	142.9	50.0	75.0	211.1	143.5	
50歳以上60歳未満	129.0	184.4	100.0	116.7	172.3	72.2	118.8	135.7	206.5	113.3	350.0	0.0	50.0	140.0	137.6	
60歳以上70歳未満	151.9	142.9	280.0	117.9	122.3	64.5	200.0	129.4	194.1	85.0	87.5	100.0	46.7	190.0	132.6	
70歳以上80歳未満	158.5	180.0	0.0	200.0	90.9	120.0	100.0	260.0	203.6	183.3	100.0	0.0	150.0	54.5	115.3	
80歳以上	285.7	300.0	-	66.7	98.3	175.0	140.0	50.0	250.0	50.0	-	-	-	100.0	114.7	
計	132.2	164.4	187.5	114.9	112.4	79.1	137.1	128.6	190.4	103.4	135.1	50.0	80.6	138.0	129.1	
20歳未満	162.2	226.9	-	0.0	166.7	0.0	100.0	100.0	233.3	0.0	77.8	-	350.0	100.0	163.1	
20歳以上30歳未満	144.3	204.2	200.0	66.7	66.7	40.0	25.0	200.0	100.0	40.0	-	-	600.0	233.3	142.1	
30歳以上40歳未満	142.9	220.0	42.9	155.6	152.4	92.3	400.0	533.3	227.6	118.2	133.3	66.7	90.0	50.0	155.5	
40歳以上50歳未満	163.3	227.7	122.2	114.3	110.2	73.9	83.3	105.9	202.1	84.0	200.0	50.0	87.5	122.2	157.4	
50歳以上60歳未満	165.8	237.5	211.1	120.8	131.9	88.9	143.8	192.9	271.0	153.3	500.0	200.0	62.5	280.0	171.8	
60歳以上70歳未満	185.3	215.9	120.0	146.4	132.1	74.2	131.3	194.1	245.1	80.0	137.5	200.0	113.3	140.0	153.2	
70歳以上80歳未満	140.6	220.0	100.0	322.2	71.6	133.3	114.3	180.0	264.3	283.3	200.0	100.0	250.0	45.5	107.5	
80歳以上	528.6	100.0	-	66.7	72.9	150.0	100.0	50.0	400.0	50.0	-	-	-	500.0	113.5	
計	162.5	223.6	131.3	141.6	107.9	87.3	121.4	174.6	234.4	105.6	173.0	112.5	112.9	126.0	149.7	

(注) 1 監査実施結果報告書に基づき、不正の内容等が不明なものを除き、当省が作成した。

2 平成22年度からの増加率が全体の増加率よりも低い箇所を網掛けした。

3 「一」はゼロ除算によるエラーを示す。

